

# 令和3年第4回

おいらせ町議会定例会

会議録第3号

## おいらせ町議会 令和3年第4回定例会記録

おいらせ町議会 令和3年第4回定例会記録				
招集年月日	令和3年12月7日(火)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	令和3年12月7日 午前10時00分 議長宣告			
閉 会	令和3年12月7日 午後 3時16分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	佐々木 勝	2 番	
	3 番	馬 場 正 治	4 番	澤 上 訓
	5 番	木 村 忠 一	6 番	田 中 正 一
	7 番	日野口 和 子	8 番	平 野 敏 彦
	9 番	沼 端 務	10 番	吉 村 敏 文
	11 番	澤 頭 好 孝	12 番	柏 崎 利 信
	13 番	西 館 芳 信	14 番	松 林 義 光
	15 番	檜 山 忠	16 番	西 館 秀 雄
	不応招議員	なし		
出席議員	15名			
欠席議員	なし			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成 田 隆	副 町 長	小 向 仁 生
	総 務 課 長	西 館 道 幸	政 策 推 進 課 長	柏 崎 勝 徳
	財 政 管 財 課 長	岡 本 啓 一	ま ち づ くり 防 災 課 長	成 田 光 寿
	税 務 課 長	久 保 田 優 治	町 民 課 長	澤 頭 則 光
	保 健 こ ど も 課 長	小 向 正 志	介 護 福 祉 課 長	田 中 淳 也
	農 林 水 産 課 長	三 村 俊 介	商 工 観 光 課 長	柏 崎 和 紀
	地 域 整 備 課 長	栗 嶋 泰 幸	会 計 管 理 者	佐 々 木 拓 仁
	病 院 事 務 長	田 中 貴 重	教 育 委 員 会 教 育 長	松 林 義 一
	学 務 課 長	福 田 輝 雄	社 会 教 育 ・ 体 育 課 長	松 山 公 士
	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	相 坂 一 男	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	西 館 道 幸
	農 業 委 員 会 会 長	大 川 義 博	農 業 委 員 会 事 務 局 長	三 村 俊 介
	監 査 委 員	柏 崎 堅 一	監 査 委 員 事 務 局 長	赤 坂 千 敏

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	赤坂千敏	事務局 次長	高橋勝江	
	事務局 主幹	木村英樹			
町長提出議案の題目	1	議案第70号	おいらせ町学習等供用施設条例の一部を改正する条例について		
	2	議案第71号	おいらせ町防災基本条例の一部を改正する条例について		
	3	議案第72号	おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について		
	4	議案第73号	おいらせ町国民健康保険条例の一部を改正する条例について		
	5	議案第74号	おいらせ町学校給食費の免除に関する条例の一部を改正する条例について		
	6	議案第75号	令和3年度おいらせ町一般会計補正予算（第6号）について		
	7	議案第76号	令和3年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について		
	8	議案第77号	令和3年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について		
	9	議案第78号	令和3年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について		
	10	議案第79号	令和3年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第2号）について		
	11	議案第80号	令和3年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第3号）について		
	12	委員会の閉会中の継続調査申出について（総務文教・産業民生・議会運営委員会・議会広報編集調査特別委員会）			
	13	議案第81号	令和3年度おいらせ町一般会計補正予算（第7号）について		
議員提出議案の題目					
開議	午前10時00分				
議事日程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。（別添付）				
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。				
	4 番 澤 上 訓 議員				
	5 番 木 村 忠 一 議員				

議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会議成立 開議宣告	事務局長 (赤坂千敏君)	おはようございます。 修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。ご着席ください。
	西館議長	おはようございます。 ただいまの出席議員数は15人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  (開会時刻 午前10時00分)
当局の説明	西館議長	日程第1、議案第70号、おいらせ町学習等供用施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。 当局の説明を求めます。 まちづくり防災課長。
	まちづくり防災課長 (成田光寿君)	おはようございます。 それでは、議案第70号について、ご説明申し上げます。 議案書1ページ、2ページをご覧ください。 本案は、おいらせ町深沢地区生活会館について、老朽化に伴い、施設の利用を廃止していることから、地方自治法第244条の2の規定に基づき、提案するものであります。 詳細につきまして、新旧対照表でご説明いたします。 議案書35ページをご覧ください。 第2条の表に学習等供用施設を規定しておりますが、当該施設を対象施設から削除するものであります。 また、条例の施行期日は、公布の日からとしております。 以上で説明を終わります。
	西館議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。

<p>質疑</p>	<p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>13番、西館芳信議員。</p> <p>13番、西館です。 2つお願いします。</p> <p>1つは、この学習等供用施設という呼び名で、ずっと旧百石地区に関しましては、学習館、学習会館、生活会館、そんな呼び名で来たわけです。今、ほとんど名称が変わりましたよね。深沢にしても、新しいほうができる、コミュニティー会館ということで、これ学習等供用施設に関しましては、防衛施設等周辺地域の調和ということで、防衛省が補助主体となっているわけですが、今新しくコミュニティー会館だとか、旧豊栄地区でいけばなくなっただけでしょうけれども児童館だとか、そういう名称がばらばらになっているということで、この辺のおさらい、今現在使われている名称はこう変わりましたで、現況こうなっていますよという、そして補助をもらっているところはここですということが、まず一つおさらいをお願いします。</p> <p>それから、あそこ私旧国道の深沢の供用施設には、よく周りに駐車場ないものだから、あそこに停めているんだけど、実際あの場所が今どうなっているかというのは、はっきり記憶しているわけでもない。これからの再利用計画等、どのようになっているか。2つ目はお願いいたします。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長  まちづくり防災課長 (成田光寿君)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>まず1点目、いわゆるコミュニティー施設関係と、それから学習等供用施設のその辺の使い分け、整理の関係でございます。</p> <p>議員おっしゃるとおり、町で集会施設等、これまで建設してきておりますが、設置条例は2本ございます。学習等供用施設条例、もう1つがコミュニティーセンター条例でございます。</p> <p>学習等供用施設につきましては、旧百石町で建設されたものが全てでございます。こちらにつきましては、議員おっしゃったとおり、防衛省の補助で民生安定化の補助金等で建設されたものです。他の自治体でも、学習等供用施設の名称で条例化しております。</p>

		<p>もう一方、コミュニティーセンター条例につきましては、旧百石町、旧下田町でそれぞれ建ててきた、いわゆる防衛補助以外で建てたものが主となっております。農水省の補助金であったり、電源立地交付金であったり、それぞれ他の防衛省以外の補助金で建てたものでございます。</p> <p>こちらの整理につきましては、例えば防衛省関係、学習等供用施設につきましては、防衛省の処分制限期間、いわゆる補助で建てたものを50年間は制限で処分できない等の規制がありますので、学習等供用施設条例のままで規定して、今後もそのまま運用していきたいと思っております。</p> <p>もう一方のコミュニティーセンター条例は、先ほど説明したとおり、防衛省以外の補助金で建てたものを整理しておりますので、この2本立てで当面は運用せざるを得ないのかなと思っております。</p> <p>それから、質問の2点目でございます。</p> <p>今回廃止いたしました深沢地区生活会館の関係でございます。現在は、既にもう深沢町内会地区につきましては、新たなコミュニティーセンターを建てておりますので、そちらで集会施設等は利用しています。よって、今回廃止する深沢生活会館につきましては、もう既に昨年度から利用を廃止してございます。</p> <p>現在は使われないまま、そのままになっております。ただ、こちらのほう実際使われていないものの、先ほど防衛省の補助の説明をいたしましたとおり、50年間は処分制限期間ということで処分できませんので、50年間となりますと、令和14年まで現在の状態でいかざるを得ないかなと思っております。</p> <p>ただ、現地そのものは使われておりませんので、いわゆる行政財産ですね。普通財産として、そのまま町のほうで保有していることとなりますので、例えば駐車場等の利用であれば、空き地に停めることは可能かと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>13番。</p> <p>合点がいきました。</p> <p>最後に1つ、耐用年数の話、50年ということで出てきました。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	

		<p>何年かもう大分前になりますけれども、一川目町内会の場合、たしか新築して消防法の関係もあったんだけど、1つで大きく建てたいということになった場合、たしかこの耐用年数の問題も絡んで、実際今は新しいものと古いものと2つになって、何となくしっくりいかないような使い方をしているんだけど、そういう問題が今後出そうなところ、学習館として残っているところはほとんどないと思うんだけど、確認の意味で耐用年数今後どうにかしたいとなった場合、この50年に引かかるようなものはもうありませんよというのを確認したいんですが、お願いします。</p>
答弁	<p>西館議長 まちづくり防災課長 (成田光寿君)</p>	<p>まちづくり防災課長。 お答えをいたします。 処分制限期間50年という話が出ました。学習供用施設は、防衛補助で建てておりますので、そういった制限がございます。 一川目地区生活会館につきましては、50年後は令和7年と、二川目地区については50年後は令和10年度、深沢は令和14年度、藤ヶ森については令和15年度となっております。 それから、参考までに集会施設等の在り方そのものが、町で建てたもの、それから町内会で建てたもの、それぞれ現在4つの分類でいろいろ混合されている状況がありますので、この辺の整理も今、当課でしようと思っているところでございます。参考までに申し添えます。 以上です。</p>
質疑	<p>西館議長 8番 (平野敏彦君)</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。 8番、平野敏彦議員。 今、関連して確認しますけれども、耐用年数50年ということになりますと、今の説明ですと、現存で町が保有し続けるということで理解していいのか1つ。 それから、これはちょっと手を加えて、他の団体等に貸付けが可能かどうか。私は同じようなこの施設が、三沢の場合、土地改良区が入ってあったような気もするんですよ。ですから、集会施</p>

<p>答弁</p>	<p>西舘議長</p> <p>まちづくり防災課長 (成田光寿君)</p>	<p>設でありながら、そういう他の団体等が入居することも可能なかどうか。</p> <p>今の深沢の場合は令和14年度までは町が保有するんですけども、そのまま手つかずの今の利用が廃止している状態で、令和14年までそのままにしておくのかどうか。</p> <p>この2点、お願いします。</p> <p>まちづくり防災課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>まず1点目、保有し続けるかどうかということですが、要は50年に満たない時点で処分いたしますと、補助金等の返還が発生いたしますので、特段の支障がない限りは、50年間そのまま町で保有し続けたほうが良いものと思っております。</p> <p>それから、深沢地区生活会館につきましては、ご覧になれば分かるとおり、もう既に通常の利用に耐えられない状況というか、老朽化が激しくなっておりますので、通常の利用はできないものと思っております。</p> <p>よって、実際使われないまま令和14年まで町が普通財産として保有するしかないのかなと思っております。</p> <p>それから2点目、他の団体への貸付け等につきましては、防衛省補助で建てておりますので、その辺の手続等があるかないか、現在手元に資料もございませんし、調べてみないと分かりませんので、後で議員に個別にお知らせをしたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西舘議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>この施設については、補助基準でいく施設では、面積的に集会する大広間とかそういうのが、補助基準でいきますと、収容人員が少ないということで、たしか建設するときに町内会でこの面積を増やすための金額、寄附を募って各世帯から、それで規模を拡大して、部分を増やして建築しているわけですから、全てが防衛省の補助で建っているわけではないんですよ。</p> <p>そういうことからいったら、私は町の考えもありますけれど</p>



<p>答弁</p>	<p>西館議長 まちづくり防災課長 (成田光寿君)</p>	<p>も、町内会そのもののやっぱり希望もくみ上げるべきではないかと。私は維持管理、そういうものを考えたときに、例えば他団体でも、ぜひこの施設を利用して活動したいとかそういう希望があったときに、私は検討すべきだと思いますよ。これが1つ。</p> <p>それから、令和14年度まで町が保有する、深沢の場合は。じゃあ、補助金の残金が幾ら残るんですか。私だったら、ちゃんと計算して、金額的にも幾らもなかったら清算をすべきだと私は思うんですよ。で、次の利用する方法を考えていくべきではないですか。</p> <p>こういう利用を廃止するという事は、使用に耐えないから廃止しているわけで、そのまま来ているようなもので待つていくのか、それが行政のやり方なのかという、私は疑問を感じますよ、結局。</p> <p>いかにも廃屋みたいな形でそのまま残していく。今は空き家でいろんな意味でこの地域住民、もうこれ以上あまりそういうものが出てこないようにという形で、悩んでいる人もいますから。</p> <p>私は、町長だったら、その5年、令和14年度までで、例えば来年で残金がどのぐらい返還するような金額が出てくるのか、検討して方向づけをするべきだと思いますよ。ここ町長、確認します。</p> <p>まちづくり防災課長。</p> <p>1点目、集会施設の活用のございます。</p> <p>生活会館等は、確かに町の公共施設として存在しているわけですが、実態としては各地区の町内会等が集会施設で利用しているものでございます。</p> <p>議員の言わんとしているところは、ちょっとじっくり理解できない部分もありますが、現在も町内会で活用できるように、特に制限なく使っているのが実態かと思しますので、特に他団体に利用させる際も、その辺も実態に合わせたような運用が可能かと思っております。</p> <p>補助金との絡みにつきましては、先ほども答弁したとおり、ほかの団体の利用につきましては、補助の関係の制限等もございますので、その辺はいま一度調べてみたいと思っております。</p>
-----------	---------------------------------------	--

答弁	西館議長	<p>それから、深沢地区生活会館の今後の話、令和14年を迎える前でも廃止にはどうかとか、あとは処分してはどうかという質問でございますが、現在処分した場合に防衛省に補助金幾ら返還するかまで、いわゆる残存価格は精査してございません。</p> <p>それから、当課でも一切検討していないわけではなくて、現在の生活会館そのものを廃止、取壊しすることも検討してございます。</p> <p>今後令和14年までの間に、残存価格であったり、それから実際廃止、取壊しするとすれば幾らぐらいかかるのか、そういった見積りも取りながら、検討していきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
	副町長 (小向仁生君)	<p>副町長。</p> <p>議員の質問ですけれども、課長が今答弁したとおりでありますけれども、他団体の使用を認めるということは、補助をしてくれた国の目的外使用に値する可能性も出てくるので、その辺のところはしっかりと見極めていきたいなど。そしてまた、使用させた場合の事故等の対処方法なんかも、責任が問われる可能性も出てくるやに思っておりますので、しっかりとそこは確認したいと思っております。</p> <p>それからまた、補助対象期限が来ないうちに整理、清算することに関しましては、確かに一利あるなど思っております。ですから、今課長が話をされたように、どれぐらいの撤去費用等が発生するのか、その辺を確認しながら、そして財政とも見比べながら検討させていただきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長 (議員席)	<p>8番、いいですか。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長 (議員席)	<p>なしと認め、本案に対する質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>

当局の説明	西館議長	なしと認め、討論を終わります。
	(議員席)	これから議案第70号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	西館議長	***なしの声*** 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	西館議長	次に日程第2、議案第71号、おいらせ町防災基本条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 まちづくり防災課長。
	まちづくり防災課長 (成田光寿君)	それでは、議案第71号についてご説明申し上げます。 議案書3ページ、4ページをご覧ください。 本案は、災害対策基本法等の一部を改正する法律が、本年5月20日から施行されたことに伴い、災害発生の前段階での対応や、避難指示の一本化等が示されたことから、本条例について所要の改正を行うため提案するものであります。 詳細につきまして、新旧対照表でご説明いたします。 議案書36ページから38ページになります。 まず、災害発生の前段階での対応の関係ですが、災害対策基本法において、国の災害対策本部や広域避難の際の避難者受入れ等について、災害が発生する恐れがある段階から対応する旨が規定されたことから、市町村においても災害発生の前段階からの対応が必要なものについて、規定を改正するものであります。 当町の対応として、台風、大雨、洪水等を想定したものは、気象情報等に基づき、避難など災害が発生する前から様々な措置を取るため、災害対応に関するほとんどの事柄が改正対象となります。 具体的な内容ですが、第10条、第11条第3項、第12条第1項、第14条第2項、37ページになりますが、第15条、第16条、第17条、第18条、38ページになりますが、第19条第1項、第20条、第22条のそれぞれの規定について、災害発生の前段階から対応を取るため、改正するものであります。 次に、避難指示一本化の関係ですが、既に本年5月から運用さ

質疑	西館議長	<p>れているとおり、災害対策基本法において、警戒レベルに応じた避難情報が変更となっており、特に警戒レベル4について、従来の避難指示と避難勧告の二通りの避難情報が避難指示に一本化されております。</p> <p>伴って、町条例の引用条項についても改正する必要があります。</p> <p>38ページの第19条第3項について、避難の指示に改めるものであります。</p> <p>以上が条例の一部改正の内容になります。</p> <p>なお、条例の施行期日は公布の日からとしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>8番、平野敏彦議員。</p>
	8番 (平野敏彦君)	<p>第10条で災害が発生して又は発生する恐れがある場合ということで改めておりますから、これに絡めて確認をしたいと思っております。</p> <p>今の課長の説明ですと、台風、水害等ということで説明がありましたけれども、災害はこれだけではないと思うんですよ。</p> <p>先般、30日に米軍三沢基地所属のF16戦闘機が深浦町内に燃料タンクを投棄したと問題になっています。当町もいろんな意味でこの米軍三沢基地の隣にあつて、いつこういう事例が発生するか分かりません。これらも、災害の中には私が入ってくると思うんですよ。</p> <p>そういうときに、今、津軽地区だから静観するわけにはいかないと思うんですよ。やっぱり町として、町民に安心安全を保証する意味で、防衛施設局なり国のほうに、町として毅然とした形での、町民を守るための行動を起こすべきではないかと、私は思うんですけれども。</p> <p>三村知事も国に対して、防衛大臣に対して、飛行がすぐ再開された時点で、行って抗議をしています。私は当町にあつても、ぜひそういう行動を取るべきだと感じていますけれども、町長の見</p>

答弁	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>解をお伺いします。</p> <p>町長。</p> <p>迅速な対応が必要であろうと思います。また、次の日ですか、飛行に1日置いてですか、飛行を再開したという状況です。私もいや、こんなに早くやっつけていいものなのかな、原因究明が先でないのかなとは感じております。</p> <p>県も、県議会中でありながら、迅速に対応したとっております。</p> <p>また、深浦町長のコメントも載ってございましたけれども、私どもも、もし本町でそういうことがあれば、早めに抗議あるいは要望としなければならないと感じておりますので、今のこの条例の一部にそれを入れろというのも、また国との関連事項であってこういうふうに乗っていると思うんですね。それはそれとして、また新たに検討課題の一つが出てきたなとっております。</p> <p>以上です。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>まちづくり防災課長 (成田光寿君)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>私からは、災害の定義について補足する形でご説明いたします。</p> <p>防災基本条例に言葉を用語として使っている災害は、災害対策基本法に定める災害ということに、ちゃんと位置づけられております。暴風とか竜巻、大雨、洪水、土石流、地震、津波、噴火等々といった、自然災害が対象となってございますので、参考までに申し添えさせていただきます。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>自然災害だけに対応する。例えば、今のような事例ですと、燃料タンクが落ちているわけですね。これによって、火災とか、それから海ですと漁業者の漁業補償、様々な問題が発生しますよ。例えば燃料タンクが出てきたら、例えば人口密集地に落ちたら大</p>

		<p>変な災害が発生するわけですよ。</p> <p>自然災害よりも、これからは人的な、人工的な予測できないような災害が私は出てくる可能性があると思うんですよ。やっぱりそういうものも、町として対応できるような体制をつくるべきだし、これからの自然災害だけでない部分、そういうものについても、やっぱりきちっと整理して対応していくべきだと思うんですけれども、このままでいいという考え方でいいんですか。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>まちづくり防災課長 (成田光寿君)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>議員おっしゃることも十分、分かります。</p> <p>ただ、この防災基本条例につきましては、あくまでも災害対策基本法等の上位法に基づく関係条例でございますので、そういった用語の使い方をしてございます。</p> <p>なお、町で地域防災計画も定めております。その中には、航空機災害等もきちんと謳われておりますので、議員おっしゃったような事故があれば、何ら対応しないわけではなくて、きちんと対処することになってございますので、ご理解をお願いします。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>この条例の部分について、私は別に反対とか賛成と言っているわけではないですよ。それは理解します。</p> <p>ただ、別枠で今のような災害が予測されますから、町としての手だてをしっかりとすべきだということが一つ。</p> <p>あと、町長には、町として、国それから防衛省、そういう部分に抗議をすべきだということについてはまだ答弁いただいていませんので、これをお願いします。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>まずもって、先ほど新たな課題検討させてほしいということ、そしてまた、要請、要望あるいはどういう抗議の方法があるか、</p>

<p>答弁</p>		<p>要望で済まない、よく法律は分からないんですけども、米軍の場合は日米地位協定ですか、日本の権限が及ばない部分が多々あるという認識を持っておりますので、そういう部分は防衛施設庁あるいは防衛事務所にも強く要望というよりも抗議ですか、平野議員がおっしゃる、抗議でよければ抗議もしなければならぬし、また補償問題が発生すれば補償等も要求しなければならぬ。</p> <p>先日も話全くそれですけども、八戸沖で重油の流出がありましたよね。あれは保険会社がすぐ、いついかなる状況でも補償しますと町にも来てくれたので、要望もしない。あるいは、漁業者もあまり強く出なかったのかなという部分で、やはりある程度補償問題が発生する、あるいは責任を持つ、あるいは所在がはっきりしていれば、割合問題の解決がそんなに大きくならないし、スムーズに進むのかなと思っておりますので、そういう部分を含めて、天変地異、人災と天災では対応が違ってくるのかなと思っておりますので、厳重に抗議はしていきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
	<p>西館議長</p> <p>まちづくり防災課長 (成田光寿君)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>補足する形でご対応いたします。</p> <p>いわゆる航空機に対する災害対応等につきましては、先ほど答弁したとおり、地域防災計画の中で対応を定めておりますので、それに沿った対応をしていくこととなります。</p> <p>それから、町としての抗議とか要望の関係でございますが、三沢基地周辺の市町村で構成する対策協議会というものもございます。今回の問題は、おいらせ町のみならず、飛行区域に当たっているほかの市町村でも同じような状況でありますので、いま一度その協議会の事務局ともちょっと調整してみたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>13番、西館芳信議員。</p>

<p>質疑</p>	<p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>西館です。</p> <p>課長からも説明ありましたけれども、災害対応基本法の一部を改正する法律、これが何で出てきたかと、今ね。これに関しては、やっぱり今出てきた背景とその改正の狙い、これをもう少し強調してほしかったと。私なりに考えますと、災害ですから発生時ということではなくて、もうちょっと時間的な感覚等を広げて、風呂敷を広げて、その初動、それから災害発生の前段階まで該当するようにしようということと、それから指示、勧告、これまで見ていると各自治体まちまちで、それが被災に大きな影響を及ぼしたという反省からこれが来ていると思うんだけど、じゃあ、この警戒レベルの4ということで、この4の段階で指示と勧告がばらばらだったと。それを是正したこの該当条項は、どこになりますかということを目指してもらいたい。</p> <p>それから、同じくその当時、高齢者は警戒レベル3でもどんどん移動するようにするよと、これ要配慮者が何か分からないけれども、ここに書いてあるのに該当するのかなどか、それがどこなのかということ、ただ条文だけ読み上げても、この辺の当初言われている趣旨は、私の頭の中では反映されなかったということで、これが1つと。</p> <p>それからもう1つは、もうこれは今年の5月20日でこう変わりますよということで、大分前からしゃべられていると。そして、そのとおり5月20日に一部改正になった。それがもう7か月になりなんとしている今の段階で事務手続かということになると、ちょっと対応が遅いのではないかなと私なりに思うんだけど、どうでしょうか。</p> <p>そこ2つお願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>まちづくり防災課長 (成田光寿君)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>まず、1点目についてお答えをいたします。</p> <p>1点目の災害対策基本法の改正の概要趣旨につきましては、議員おっしゃったとおりであります。</p> <p>大きく分けると2つあります。</p> <p>1つは、従来警戒レベル4において避難指示、避難勧告、この2つの使い分けがあって、住民にいま一度分かりにくい、理解し</p>



<p>質疑</p>	<p>西館議長 13番 (西館芳信君)</p>	<p>にくいという部分がありましたので、国の法律で避難指示に一本化したものでございます。</p> <p>それから、もう1点目が議員もおっしゃっていましたが、実際に災害が発生する前段階から様々対応する必要があるだろうということで、事実上対応しているものもありましたが、ちゃんと法律の中で規定したものでございます。</p> <p>条例の中でどこに該当するのかというお話であります。避難指示の部分です。</p> <p>新旧対照表でいいますと38ページ、第19条避難対策になります。第19条第3項になりますが、下線を引いております。町からの避難準備情報並びに避難の勧告及び指示ということで、避難の勧告と指示と2つあったものを、改正案、左側になりますが、下線部、町からの避難準備情報及び避難の指示にということで、避難の指示という言葉に整理してございます。</p> <p>それから、質問の2点目になります。</p> <p>対応が遅いのではないかとこのところでございます。確かにいらっしゃるのとおり、指摘されるとおりでございます。5月20日に法改正がありますので、その後速やかに改正するタイミングはございましたが、時期を逸してございまして、今回の提案ということになりました。対応が遅れたことはおわびいたします。</p> <p>以上です。</p> <p>13番。</p> <p>課長の説明については納得します。</p> <p>で、この災害対策基本法を受けて、我が町でこういう条例でもって受けて、災害時対応していくということで、災害対策時におけるこの災害対策基本法上の町長の権限というものは、本当に大きなものがあります。決断力、その場その場で即時に要求されるということが大いにあるということで、町長にはぜひ結果がどうなってもいい、やっぱり町民の安全ということを考えれば、少し大風呂敷と言われても、積極果敢に町長の思いのところの指示を全うしていただきたいという我々思いあります。</p> <p>そのところの町長の決意のほどを、聞かせてもらえればと思います。</p>
-----------	---------------------------------	--

答弁	西館議長	町長。
	町長 (成田 隆君)	大変温かい提言をいただきまして、ありがとうございます。 まずもって、幸いに我が町はそんなに東日本大震災の津波以降は大きい地震、雨等もなく、安堵しているわけでありましてけれども、今町長としての宿命として、災害、例えば火災が発生してサイレンが鳴れば、あるいは地震があれば少しぐらい小さくても、職員より早く出るようにして、職員たちにも来なくてもよかったのと言われたりするんですけども、それぐらい危機感を持って活動していますので、そういうことでこれからも続けたいと思います。 以上です。
	西館議長 (議員席)	ほかにございませんか。 **なしの声**
	西館議長 (議員席)	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 **なしの声**
	西館議長 (議員席)	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第71号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**
	西館議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
答弁	西館議長	次に、日程第3、議案第72号おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 税務課長。
	税務課長 (久保田優治君)	おはようございます。 それでは、議案第72号についてご説明申し上げます。 議案書では5ページから7ページ、新旧対照表は39ページか

ら52ページになります。

本案は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律及び全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴い、国民健康保険税における未就学児の被保険者均等割額を現行の半額とする軽減を行う規定の追加等、所要の改正を行うため提案するものです。

主な改正内容をご説明しますので、39ページの新旧対照表をお開きください。

まず、用語の明確化から入ります。

第3条から第5条の2までの、4つの条の見出しをご覧ください。

それぞれ国民健康保険の被保険者に係るから始まる医療保険分の基礎課税額を示す第3条では所得割額、第4条では資産割額、第5条では被保険者均等割額、第5条の2では世帯別平等割額という文言を明確化するため、それぞれ係るの次に基礎課税額という文言を加えて、医療保険分だということを明確化するのであります。

この明確化につきましては、41ページから43ページにまたがる第23条第1項の第1号、第2号、第3号の規定中でも、同様の改正を行うものでございます。

次に、43ページをご覧ください。

今回の改正の主体となります未就学児の被保険者均等割額を現行の半額とする軽減規定を、40ページから続いております、国民健康保険税の減額を規定する第23条に第2項として追加するものであります。

この第2項の括弧1、第1号では、第1項各号アの減額規定を反映しました基礎課税額の被保険者均等割額について、軽減後の額を規定しております。

続いて、括弧の2、第2号では、第1項各号ウの減額規定を反映した後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額について、軽減後の額を定めております。それぞれアからエで、7割、5割、2割の軽減と、軽減のない4区分の世帯での未就学児1人分の減額を規定してございまして、これまでの減額分と合わせて、最

		<p>大8. 5割から、最小でも半額の5割を減額するという規定になるものです。</p> <p>次に、引用条項や字句等の整理であります。</p> <p>先ほど43ページの条例第23条に第2項を追加したこと、及び今回の改正の基となりました国民健康保険税の減額を規定しております法第703条の5というのは地方税法第703条の5のことでございますが、同様に第2項が追加されたことに伴いまして、40ページの第5条の2から42ページと、44ページから52ページの附則に至るまでの引用条項を改めるほか、用語や字句の整理を行う改正内容となっております。</p> <p>最後に、本改正条例の施行日でございますが、公布の日としておりますが、第23条に第2項を追加する規定及び引用条項に第1項を加える複数箇所の改正については、国の法改正等の施行日に合わせまして、令和4年4月1日としております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>13番、西館芳信議員。</p> <p>ここにいろいろ説明のための資料がばあっと載っているんですけども、なかなか難しく理解しにくいところがたくさんあります。</p> <p>簡単に2つだけ教えてください。</p> <p>そうすると、これが施行になりますと、我が町では何世帯に属する何人の未就学児童が、その平均世帯がどれくらい金額にして、この恩恵に浴することができるのかということが、まず1つ。</p> <p>2つ目は、提案理由のこの一番下、全世代対応型の社会保障制度を構築するための云々ということで、これを見れば、我が町は当然国民健康保険税のこれらの被保険者関連として、当然これを扱わなければならないわけだけれど、一般の社会保険に関しても、これと同等のこれに値するこのシステムが用意されているのかどうか。そこを2つ目ということをお願いします。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	

答弁	西館議長	税務課長。
	税務課長 (久保田優治君)	<p>西館芳信議員にお答えします。</p> <p>まず、1点目の世帯なり対象の児童数でございますが、世帯数については毎年変わるので、正確な数字ではございませんが、昨日現在で一応算定した人数でいくと、世帯数というよりは人数で算定されるんですが、全部で134人が対象になるということでございます。ただ、4階層ですので、それぞれの人数がありますが、全部で8.5割の最大から半額の5割までの減免、合わせて134人という数字でございます。</p> <p>あと、減額される金額はということですが、ちょっと世帯状況のそれぞれの所得区分等に応じて全く金額が変わってくるので、今の段階で算定しても来年度以降のことですので、参考にもならないかと思うので、ちょっとこちらでも算定しておりませんでしたので、申し訳ありませんが金額はお答えできません。</p> <p>あと、2つ目の一般の社会保険の制度にもこれが運用されるのかというご質問ですが、国のその構図を見ますと、同じような制度の部分では、改正の内容が国民健康保険税と地方税法しか書いていないので、一般の社会保険に適用になるかは私の手元のところでは分かりませんが、4月1日の施行なので、この後、後発で何らかの改正措置がされるかも分かりませんが、今の段階では社会保険まで適用になるかという情報はありません。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長 (議員席)	<p>ほかにごございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長 (議員席)	<p>なしと認め、本案に対する質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長 (議員席)	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから、議案第72号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長	異議なしと認めます。

<p>当局の説明</p>	<p>西館議長</p> <p>町民課長 (澤頭則光君)</p>	<p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、日程第4、議案第73号、おいらせ町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>町民課長。</p> <p>では、議案第73号につきましてご説明申し上げます。</p> <p>議案書では8ページから9ページ、参考資料は53ページになります。</p> <p>本案は、産科医療補償制度の見直しに伴い、国民健康保険に係る支給のうち出産育児一時金に関する規定の改正を行う必要性が生じたため、提案するものです。</p> <p>その内容についてご説明しますと、現行の出産育児一時金は総額42万円支給する制度となっております。その内訳は、条例に規定する出産育児一時金40万4,000円を支給するほか、産科医療補償制度の掛金1万6,000円を加算し、合計42万円支給しているところです。</p> <p>産科医療補償制度について説明しますと、分娩時のトラブルが要因で、脳性麻痺で生まれてくる赤ちゃんがおりますが、この分娩の際に発症した重度の脳性麻痺のお子様とご家族の経済的負担を軽減するための医療補償制度となっております。産科の医療機関は、産科医療補償制度に加入し、掛金を支払っております。制度上、健康保険法施行令におきまして、出産育児一時金の加算支給の対象と位置づけられているものです。</p> <p>今回、産科医療補償制度の見直しが行われ、当該制度に係る掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられることになりました。通常であれば、引き下げられた差額4,000円は出産育児一時金から減額される場所ですが、出産育児一時金の総支給額につきましては、国の社会保障審議会において、現行の42万円を維持すべきとされたことを受け、出産育児一時金を4,000円増額する内容の健康保険法施行令の一部が改正されたため、所要の改正を行うものです。</p> <p>それでは、条文の詳細説明については、新旧対照表で行いますので、資料53ページをお開きください。</p>
--------------	-------------------------------------	--

質疑	西館議長	<p>改正前の出産育児一時金の額は、40万4,000円でありましたが、改正後は40万8,000円と改正するものであります。</p> <p>なお、施行日は、令和4年1月1日となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>13番、西館芳信議員。</p>
答弁	<p>13番 (西館芳信君)</p> <p>西館議長 町民課長 (澤頭則光君)</p>	<p>13番西館です。</p> <p>産科医療補償制度というこの法律は、そんなに古いものではないということで認識しております。</p> <p>そして、この本会議の場に臨むには議員個々それなりに勉強して、ちゃんと対処しているわけですけれども、私もタベよく見たんですよ。そしたら、この制度に関して在胎週数28週だとか、もちろん脳性麻痺だとか出てきました。そして、その補償の金額が3,000万円だとか結構なものだなということで見たんですけども、結局何も分かりませんでした。</p> <p>で、今ある程度説明を受けたんですけども、これ1万6,000円から1万3,000円に下げられましたと。このお金は誰が払う、妊婦さんが払うんですか。それとも、町あるいは国が肩代わりして払ってくれるものですか。</p> <p>そこを1つ今疑問に思ったので、お願いします。</p> <p>町民課長。</p> <p>誰が支払うのかという質問になりますが、お答えしたいと思います。</p> <p>こちらの本来支払う方は、対象者である妊婦さんとかそのご家族という形になります。</p> <p>ただ、その負担を国などで行うということで、健康保険法上の規定に、この制度について出産育児一時金として支給しますよという制度の成り立ちになっているところです。</p> <p>なので、基本的にはご本人たちが支払うもので、それに対して</p>

質疑	西館議長	町が支給しているという形になっております。 以上です。
	13番 (西館芳信君)	13番、西館芳信議員。  分かりました。 それで、高価なものについては3,000万円という額が出ていました。 例えば、自動車の損害保険法ですと、まず先に国が出てきて、それを超過する分は民間が払うよというシステムも見受けられるわけですが、これは民間は全然介入していないですか。 そこをお願いします。
答弁	西館議長	町民課長。
	町民課長 (澤頭則光君)	民間が介入していないかとなると、私もちょっとその辺は概要しか押さえていないところがありますので、ただその仕組みをちょっとお話させていただきますと、この事業を運営しているのが広域財団法人日本医療機能評価機構というところが、国の外部の団体になると思いますが、こちらで事業を統括をしているような状況です。 この団体さんで、民間の損害保険会社等に委託という形を取っていますので、一応そういう形であるということだけ理解していただければと思います。 以上になります。
	西館議長 (議員席)	ほかにごいませんか。 **なしの声**
	西館議長 (議員席)	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 **なしの声**
西館議長	なしと認め、討論を終わります。 これから、議案第73号について採決をいたします。 本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。	



	(議員席)	**なしの声**
当局の説明	西館議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>ここで、暫時休憩いたします。11時10分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午前10時55分)</p>
	西館議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午前11時09分)</p>
	西館議長	<p>日程第5、議案第74号おいらせ町学校給食費の免除に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>学務課長。</p>
	学務課長 (福田輝雄君)	<p>それでは、議案第74号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書10ページ、11ページになりますのでご覧ください。</p> <p>本案は、保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図るための本条例による免除制度が、令和4年3月31日をもって失効することから、これを令和7年3月31日までの3年間延長し、引き続き学校給食費を免除とするため、条例の附則で規定する失効期日の改正を提案するものであります。</p> <p>その内容につきましては、添付参考資料の新旧対照表でご説明いたしますので、54ページをご覧ください。</p> <p>附則第2項、条例の失効において定める期日、平成34年3月31日を令和7年3月31日に改めるものであります。</p> <p>なお、施行日は、公布の日からとするものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質疑	西館議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>3番、馬場正治君。</p>
	3番 (馬場正治君) 西館議長	<p>座ったままで発言を。</p> <p>はい。</p>

<p>質疑</p>	<p>3番 (馬場正治君)</p>	<p>3番、馬場正治です。</p> <p>おいらせ町の学校給食に関して、先般新聞紙上においらせ町の学校給食、北海道、東北地区を代表して、全国給食甲子園の決勝に進出という記事が載りました。その後、優勝はできなかったものの、優秀賞を獲得したという喜びの記事が、給食センターの栄養士さん、それから調理員さんの写真つきで載りました。非常に喜ばしいな、これはなかなかできることではないと思いますけれども、このおいらせ町の学校給食の献立について、子供たちの評判はどうなのか、お聞きしたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>学務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>学務課長。</p> <p>馬場議員から全国学校給食甲子園の話題いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>その記事につきましては、土曜日の日々にリモートで表彰式が行われまして、日曜日の新聞紙上で掲載させていただいております。</p> <p>これも、そこのセンターに勤める栄養士さんであったり、調理員さんたちの努力の賜物だったなと感じております。</p> <p>学校給食の子供たちの反応につきましては、ちょっと今手元にアンケートとか定期的に行っているんですけども、数字的なものはないんですけども、いろいろと好評な部分も聞いております。</p> <p>また、学校の残食の部分で、残食が少なかった学級に対しましてはリクエスト券というものを出して、これまで出た給食のほうでもう一回食べたいとか、また食べたいという形のをリクエストとしていただいたものを提供するなど、子供たちの食の関心を高めさせる努力もしているところとなっております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>3番 (馬場正治君)</p>	<p>3番。</p> <p>あの記事を読んでおりまして、特筆すべきは献立の素材のほとんど全ての物が県産の農産物、恐らく調味料だとかそんな県内にはない物は、やむを得ず県外の物を使っていると思いますけれど</p>

質疑		<p>も、素材についてはほとんど県産の農産物を使用して、なおかつ私も高齢者の1人ですけれども、塩分少なめに配慮していると。</p> <p>これは青森県のいわゆる寿命が全国最下位ということを知るとか脱皮したいという、三村申吾知事の強い願いにも応えるものだなと。子供のときから薄味にもう慣れていくということが大事だろうと思います。</p> <p>やっぱり青森県人は酒も飲むけれども、酒のさかなとしてはやっぱりしょっぱい物も食べるわけですね。したがって、寿命が短い。こういう歴史があったのだらうと思いますけれども、私も4年近く前に一部体調を壊しましたけれども、塩分を控えなさいと医科大学の先生に強く指導を受けました。ぜひこういった子供たちの健康を、将来の健康を考えた献立を続けていただきたいと希望して、質問を終わります。</p> <p>答弁は結構です。</p>
	<p>西舘議長</p> <p>12番 (柏崎利信君)</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>12番、柏崎利信議員。</p> <p>12番。</p> <p>先ほど提案理由の説明でもって、保護者の方々の経済的軽減を図ると。そして、さらに子育ての一環として実施をするということですが、そのようなことであれば、なぜ恒久的な提案にしないのかと、とても疑問に思います。</p> <p>ある時期だけのお子さんをお持ちの方だけが、そのメリットを実感することができるわけですが、この条例ができる前の方々、また令和7年3月31日をもって終了すると。その後の方々、不公平ではないですかと思いますが、そのようなことはお感じにならないんですか。</p> <p>答えてください。</p>
<p>答弁</p>	<p>西舘議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>恒久的にという、未来永劫という意味かもしれませんが、恒久的にですね、3年刻みで更新、更新という一つの方法もあるかと思</p>

		<p>いますが、実は、私が町長になってこういう提案をして、このように継続していきたいと思っております。</p> <p>また、別な方が首長になった場合、それが続けるか、あるいは政策的に別な発想がいいのではないかなということになれば、切らざるを得ないのかな。それもこれも議員の方々の同意がなければできないことでありましょうけれども、そういう部分で別に未来永劫継続でなくても、その都度その都度更新する方法もあろうかなと思っております。</p> <p>そして、また3年という刻み足からはなぜいうことになろうかと思いますがけれども、大体条例、その他規則等はほとんど3年刻みで更新、更新、町の総合計画とかそういう部分でも、一つスパン10年ですけれども、未来永劫でなく10年刻みで、その都度その都度時代に合わせたような仕組みに変えていかなければならないということで、このように私は今しました。</p> <p>しかし、今柏崎議員が経済的な部分、親の負担を軽くすればという理由で、あと説明つかないのではないのかなというご意見がありますけれども、町に子供がいる、あるいは子育てする方々が楽に子育てできるということは、もしかすればおいらせ町に住んでくれる方々、この給食費の無料化をあてにして転居してきた方々もいるかもしれませんし、議場の方々も私もそうですけれども高齢者です。この高齢者の面倒を見るのはやはり若い世代、時代をつないでいくのは若い世代。例えば、ただ地域を守るだけではありません。国民健康保険税、あるいは国民年金の掛金等も、若い人たちが払わないでお年寄りだけがもらい尽くすということになると、制度そのものがパンクすると思います。</p> <p>ですから、できれば持続可能にするために、これは我が町だけでなく国全体が考えることでありましょうけれども、できる場所としておいらせ町からだけでも進んで、そういう制度をつくって続けていきたいなという思いで提案しております。</p> <p>以上です。</p> <p>12番</p> <p>12番。</p> <p>町長の答弁の要旨は分かりました。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>12番 (柏崎利信君)</p>	

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p>	<p>ただ、令和7年4月1日からは、財政の関係もあって、それまで毎年1億1,000万円投入するやつを、今度は財政調整基金に回すという計画が我々に示されています。</p> <p>ですから、令和7年3月31日を過ぎたら、またその前にまた3年間また延ばすとか、そういう説明は先般全協でもって聞いてはいません。</p> <p>ですから、一体今答弁をされた中身が本当にそのようにリンクしていくものなのかと、とても疑問に思っています。</p> <p>先般、総務文教常任委員会の委員長である澤上 訓さんから、国に対して給食費の全額負担をお願いするというのを、当議会も全会一致でそれを了承し、国にこれから積極的に働きかけていくんだということを決定したばかりでございます。</p> <p>そうすると、とても脆弱な自治体の中には、負担を自治体であるということが不可能なところもあると思います。ですから、子供は国の宝というわけですから、全国一律でもって国の負担になれば最もいいのではないかと、そのように思っています。</p> <p>それについては、いかがお考えでしょうか。</p>
	<p>町長 (成田 隆君)</p> <p>西館議長</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>全く柏崎議員がおっしゃるとおりだと思っております。</p> <p>ですから、国でその皆様の陳情を理解し、全国的にそういう運動が広がり、国が率先してそうしましょう、そうやってくださいとなってくれることを期待しておりますし、またできればそこまで続けていければ、国がその制度をつくるかどうかは分かりません。つくるものと仮定して、つくってくださるところまでは、何とか続けていきたいなということで今日提案しておりますので、令和7年3月31日までにはなっておりますけれども、もし続けられるのであれば続けたいものだということで、提案しております。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>8番、平野敏彦議員。</p>

<p>質疑</p>	<p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番です。</p> <p>この給食の免除に関する条例については、私は平成30年12月議会で無料化についての確認をしております。</p> <p>そこで、いま一度確認しますが、給食無料化対象の人数、何人で何%か。それから世帯数は何人が対象になっているのか。それから世帯のパーセンテージ、これについてまず第1点お伺いしたいと思います。</p> <p>で、私が質問当時したのは、その町民への周知、理解、そういう時間的な余裕がなかったのではないかという形で質問しましたけれども、その中で改めて平成33年度で検証し、その方向づけをするという答弁があったわけですが、そのきっかけはどういうふうになったのか。</p> <p>まず、この2点をお伺いしたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長  学務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>学務課長。</p> <p>では、1点目の対象の人数になります。</p> <p>令和2年度の対象者人数としましては、若干まだ年度途中ですので見込みになりますが、町内に住所を有する児童生徒になりますので、144人、住所を有する方々になりますので100%という形になります。世帯数については大変申し訳ないんですが、世帯数は捉えておりませんのでご了承願います。</p> <p>あと、検証という部分になります。以前の報告の中でもお話ししていますが、昨年行った保護者を対象としたアンケートを基にしているところになっております。保護者アンケートの部分につきましては、無料化事業の継続の部分で通ったところにつきましては、まず継続が86.4%、一部変更でも継続をしていただきたいという方が7.8%ということで、合わせて94.2%の方が何らかの形で継続を希望していると。</p> <p>また、無料になった分の費用については何に使っていますかという問いもさせていただいております。習い事や部活動という部分については26.4%、食費等生活費につきましては33.8%、学用品費等の購入という部分については22.4%、子供のための貯蓄という部分については15.4%という形で、子供</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>のために使っているという形につきましては64.2%の方が回答されていますし、また経済的負担軽減で食費等の生活費という部分で照らし合わせて見れば、33.8%という形で活用されているというものを考えた場合には、やはり継続していくべきということで、学務課担当としては提案をさせていただいております。</p> <p>以上です。</p> <p>8番。</p> <p>今の私が聞いていないほうまで、私は何もアンケートの中身までは聞いてはいませんから。</p> <p>ただ、生徒数2,144人だと、人口からいったらパーセンテージは幾らになるのか。そういった数字の把握をしたいということですから、ここをもう一回説明いただきたいと思います。</p> <p>それから、このアンケートですけれども、その当時の答弁ですと、平成33年度末までその事業の効果にあたり、財政状況などを総合的に検証して、その後、そのときにおいて、その後の方針を判断する。これだったら、今のアンケートの父兄だけでは判断材料にならないわけでしょう。やり方、方法、私はおかしいと思いますよ、今のような答弁ですと。食べている人だけのアンケートで判断している。</p> <p>議会の答弁では、いろんな財政状況などを総合的に検証したら判断するとあるんですよ。これが欠落しているのではないですか。ここを1つ。</p> <p>それから、今柏崎議員も言ったように、一般財源、この1億1,000万円、これは非常に大きいと思いますよ、私は。ほかのいろんな事業に対しても、影響を与えているのは必至なわけですよ。例えば、その議会で共同整備、歩道の整備、いろんなものを提案していますけれども、どれも取り上げられません。これは何ですか。財源がないからでしょう。</p> <p>それから、私が質問した消防の報酬改正だって、たった1割、200円アップ、こういうふうな働く人、それからそういう危険を顧みないでただ業務に従事する人を、そういう方々に全然夢も何も希望も与えていないのではないですか。</p>
-----------	-----------------------------------	--

		<p>こういうふうなことを考えたとき、これから3年間、また3億3,000万円の一般財源がこの事業につぎ込まれて、本当にいいのか。私は財政の見通しを見れば、経常収支比率が非常に99%以上を超えているわけですよ。監査委員だってこれはゆゆしき問題だということで指摘しているわけですから。私はこういう形で進めるということは、本当にいいのかという疑問があります。</p> <p>ですからいまもう一度、その対象の人数何%、それからこの効果を検証する、そういうふうな方法、これまでやってこない。これからどうするんですか。改めてやりますか。</p> <p>その辺確認します。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>学務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>学務課長。</p> <p>大変すいませんでした。</p> <p>町民全体の人数2万5,000人に対して、児童生徒数2,144名ですので、約8.5%になります。</p> <p>あと、検証の部分につきましては、昨年行ったアンケート結果を基にせざるを得ない。給食費を無料にした効果につきましては、やはり保護者がそれをどういう形で受け止めているかという部分を、確認せざるを得ない状況になるのかなと思っております。</p> <p>平野議員、全員協議会るとき、または前回のときともいろいろとお話をいただいている、町民全体にはアンケートとして取らないのかという部分につきましては、教育委員会としましては、やはり事業の実施をしておりますので、受益を受けている方々へのアンケートを取る形で行って、効果を図る以外ないのかなということで思っております。</p> <p>全体へのアンケートという部分につきましては、教育委員会では現在のところ考えておりません。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>8番</p>	<p>8番。</p> <p>そうすると、議会の答弁というのは何ですか。今、課長の言っ</p>



答弁	(平野敏彦君)	<p>ているのは教育委員会の一つの単体での話でしょう。議会の答弁というのは、行政全般の中で検証するとなっているんですよ。だったら、教育委員会でなくて他の課でやるんですか。実際にやっていないではないですか。政策推進課ですか、これは。</p> <p>前にも言ったように、議会の答弁が全部ちゃんと全部引継ぎでされていない。これからいったって、どこかの課がそれやらなければなかったんでしょう、今まで。私はおかしいと、そういうふうなのが欠落していると思いますよ。</p> <p>もう一回答弁をお願いします。</p>
	西館議長	副町長。
	副町長 (小向仁生君)	<p>議会の答弁のものについての質問ということでありました。</p> <p>アンケートの方法ですけれども、受益を受ける、受益を受けるという言い方はおかしいですね。受益者として給食を食べる人、子供たちの今置かれている状況がどうなのかということでのアンケート調査というのは、これは有効だと思っております。</p> <p>ただ、この議員が言うように、全体のアンケートを取るべきだということに関しては、例えば給食費でなくて、そうすると全てのもの事務事業に対して、アンケートを取っていかねばいけないと。</p> <p>例えば、先日凍結しておりましたドームについても、ではドームを使用する人たち以外の人たち、全町民からアンケートを取っていかねばならないと、これが全ての事務事業に波及していくことだろうと思っております。</p> <p>ですから、今回のように給食を食べる子供たちが喜んで食べる、それから親たちがそれに対して経費の負担が軽減されるということで、それでよしとするのであれば、それは政策的なものとして位置づけられていいのではないかと。</p> <p>町長とすれば、町の予算は100億円うんぬんという予算ですけれども、そのときの町長がその100億円の使い方、これは言い方が悪いかもしれませんが、専権事項として見れば、どこに重きを置いて行政の運営をしていくか、まちづくりをしていくかというのが時のトップが判断するものであって、今の成田町長におかれては、子供施策に対して重きを置いて進めるというこ</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>とで、それ以外のものについても当然やらなければならないんですけれども、第一に考えるのはそこだということで、今は進めているということなので、アンケート云々に関してその話をまたするのであれば、全体的な事業に対してのアンケートを常に取りつけないといけないと考えますので、今はその受益者の子供たちの感想、親たちの感想、それで十分だと認識しております。</p> <p>以上です。</p> <p>町長。</p> <p>いろんな部分で議員の方々からご不満もこう、先ほど2人の方から多分不満だろうなということでありましたし、また過去の答弁に対して矛盾があるのではないかという部分に関しましては、大変申し訳なく思っておりますし、政策等も時代時代によって方向性が変わっていく部分があるのかなという部分はあります。</p> <p>ただ、今回のこの延期に関しましては、やはり人を減らしたくない。例えば、子供がいるということは、恐らく親がいるでしょう。親が住んでくれば、いろんな部分で町に対してもメリットもあるし、恩恵も受けているはずであります。そういう部分でやはり続けていかなければならないということで提案しておりますので、何とかこの部分の期間延長にはご理解をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>13番、西館芳信議員。</p> <p>13番、西館です。</p> <p>この提案に関して、自身で賛成、反対ということにつきましては、今の町の財政状況を考えると、非常に難しいことだなと思うんですけども、ただ、今の副町長の答弁、全くなっていないと思いますよ。</p> <p>出せば100億円使うということについて、確かに町長の専権事項かもしれないけれども、それを全部にやらなければならないというその拡大解釈、全く歪曲している。</p> <p>そして、受益者だけが関係するべ、そこだけでやればいので</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p>	<p>はないかと、何もアンケート取ってくださいと言ったら、取っ らいかべ。主権者は町民だし、何よりも全体の納税者でしょう。 納税者が大きく関与するのは当たり前の話であって、その納税者 を受益者とそうでない人間に分けて、何もやる必要ないというそ の答弁、改めてくださいと私しゃべりたいぐらいだ。とんでもな い話だよ。</p>
	<p>副町長 (小向仁生君)</p>	<p>副町長。  ちょっと言い過ぎた部分があるかもしれませんが、その考え方 が間違っているということであれば、今の指摘なるほどなと思っ ております。</p>
	<p>西館議長  (議員席)</p>	<p>ただ、思いは今お金がないということではなくて、そのお金の 捻出の仕方、例えばですけれども、先日全協の場でも言いました。 洋光台の1億円という金額を毎年返してきた、その財源が浮い た。さらには、定住助成金、これを全町に広げたために、さらに 1億円が出ていったということで、その1億円が甲洋小学校区、 それから下田小学校区に限定したということで、またそれが七、 八千万円ぐらい減額になると。さらには、先般財政課長が言いま したように、高度成長期時代に建てた建物の取壊し、統廃合等が これから進められていく中において、有利な起債等が出てきたと いうことで、そこでまた財源が減額できるということ、それで もって今の給食費の財源を捻出したということでありまして、そ ういう財政的な事情を、100億円の中でいろいろ町長は決めて いくということをご理解いただきたいと思います。  ただ、議員おっしゃるように、アンケートが受益者だけという ことの考え方は、ちょっと私もいささかオーバー過ぎるというこ とで反省はしております。  以上です。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>13番よろしいですか。 ほかにごいませんか。  **なしの声**  なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。</p>

<p>討論</p>	<p>4番 (澤上 訓君)</p>	<p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。</p> <p>4番、澤上 訓議員、演壇にてお願いします。</p> <p>3年前にも私は反対意見を申し上げました。そのときの考え方と今もほぼ同じであります。</p> <p>私は自分の信念を貫きたいという思いで、反対意見を申し上げたいと思います。</p> <p>まず、第1点目、給食費の無料化には全面的に反対ではないんですけれども、財源がない状況で継続するというのであれば、所得制限を設けるか、減額するなどの軽減措置でいいのではないかとということ。</p> <p>2点目、給食費は1億1,000万円の自主財源であるということから、他の行政サービスに影響を及ぼしており、住民サービスの低下につながっているということ。</p> <p>3点目、無料化の継続を決定した理由として、保護者からのアンケート結果を尊重するというものでありましたが、このアンケートの取り方に問題があると考えます。町民に広くアンケート調査を行い、考え方をまとめるべきであるというのが私の考えでもあります。税を納めているのは町民であり、自主財源1億1,000万円を一つの事業にだけ投資するのはいかがなものなのか。</p> <p>4点目、厳しい財政状況の中、公共施設の積立金を3年間ストップしてまで、無理に無料化を実現しようとする必要があるのか。</p> <p>以上、この4つの疑問点から、1億1,000万円の自主財源を全額給食費に回すという考え方には賛成できないというのが、私の考えであります。</p>
<p>討論</p>	<p>西館議長  15番 (檜山 忠君)</p>	<p>次に、原案に賛成する者の討論を許します。</p> <p>15番、檜山 忠議員。</p> <p>15番、檜山です。</p> <p>私は、この条例改正については賛成討論を行います。</p> <p>この条例は、おいらせ町を持続可能なまちづくりとするために必要不可欠な条例であると考えます。</p> <p>約3年前に洋光台団地造成事業の最終支払1億円が平成30</p>

年度完了することから、この1億円を活用する方法として、成田隆町長から子育て世帯の学校給食費を無料化し、若者世帯の定住促進を図りたい旨の提案がありました。平成29年度12月定例議会において、賛成多数で可決されたと認識いたしております。この条例は、定住促進に大変な貢献があったと信じるものであります。

先般、12月1日、12月6日発行の新聞報道に、2020年国勢調査の青森県内結果が掲載されておりましたが、5年間で県内40市町村の中で、人口増加はおいらせ町50人、六戸町20人、この2町だけでありました。また、平均年齢にしても、三沢が46.8歳、六ヶ所も同じく46.8歳、その次がおいらせ町で47.3歳でありました。また、高齢化率も27.8%と3番目であります。15歳未満が人口に占める割合、これについても13.7%と県下で1番であります。

現在は、学校給食費無料化は定住促進の要として、近隣市町村でも条例化する動きが出てきました。また、先ほども話が出ていましたが、11月30日開会いたしました臨時会において、議会として国に学校給食費の無償化を陳情したばかりであります。遅かれ早かれ、近いうちに国として無償化が実行されるものと考えられますが、それを先行して実行していることは、おいらせ町成田隆町長の行政手腕であると考えられるものであります。

確かに、自主財源から1億円の出費は厳しいものがあるとおもうものであります。考えていただきたいことは、先ほど定住促進の補助金の話がありましたが、令和2年度の定住促進の助成金は全町対象でありました。その金額は、甲洋、下田小学校区を除いて支払った助成金は6,400万円となっています。それを今年度から廃止することにいたしました。1億円には不足していると思いますが、それらを有効利用することで財源として活用できると、このように思います。

このことから、給食費無料化は引き続き条例化し、親の負担を軽減することはもちろんであります。子供の貧困による差別の解消及び先生方の働き方改革につなげる教育環境を整えることで、定住促進を図るべきと思うものであります。

したがって、本案の条例改正に改めて賛成をいたします。  
以上です。

<p>討論</p>	<p>西館議長</p> <p>10番 (吉村敏文君)</p>	<p>ほかに討論ありませんか。</p> <p>10番、吉村敏文議員、演壇にてお願いします。</p> <p>議案第74号に対して、反対の立場で討論をいたします。</p> <p>私は、3年前の無料化についても反対をいたしました。この無料化が、来年3月をもって終了いたします。そして、今回3年間給食無料化をという案件であります。この間、町全体で各種団体一律補助金のカット、そしてまた町の委託事業不成立、生活関連整備事業の削減など発生をし、著しい町民サービスの低下を招いております。</p> <p>そしてまた、今回アンケートの結果をもって延長を決めたということではありますが、アンケートの対象に一般の町民が対象になっていません。町税の、町民の大事な税金を充てるわけですから、このアンケートの取り方にも問題があると思います。</p> <p>いろいろありますが、以上の理由で議案第74号に対して反対をいたします。</p>
<p>討論</p>	<p>西館議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>次に14番、松林義光議員。</p> <p>私は、学校給食費の免除の条例を一部改正する条例案に賛成する者であります。</p> <p>その理由は、先般報道されておりますけれども、まちの幸福度、住み続けたいまちランキング、東北で3番目であります。このことは、学校給食費の無料化、いわゆる子育て支援に力を入れている私は評価であると、評価されているなとこう思っております。</p> <p>いろいろ財源のことが言われております。私もそのことは否定はしません。</p> <p>先ほどもお話がありました。定住促進、下田小学校学区、百石小学校学区、木内々小学校学区を除外いたしました。その結果、6,400万円余りの財源が浮くことになりました。</p> <p>また、四、五年前ですか。保育料が国の制度で、国で負担しますよということになりまして、これも結構な額が浮いたわけであります。</p>



<p>討論</p>	<p>西舘議長</p> <p>3番 (馬場正治君)</p>	<p>と、コロナによる補助金が相当充当されて、町の一般事業がほとんど中止になっています。そういう意味では、一般財源が浮いてきたわけであります。これが全て計画どおり進むことによって、私は経常収支比率はもう98%を超えるのではないかという予測をしたんですけれども、コロナの影響が財政にはいい影響を与えてきたと感じております。</p> <p>将来的にこれから3年間この事業が進むということは、町のスポーツ関係、スポーツ推進の整備、そしてまたさっきも話しましたライフライン整備、町民サービスの低下が目に見えております。少なくとも私は最低ラインでの町民サービス、今これから除雪様々なものも出てまいります。そういうときに財源不足で出動できないとか、町民の要望に応えられない、そういう状況を生み出さないためにも、私はこの議案第74号に対して反対するものです。</p> <p>以上で終わります。</p> <p>ほかに討論ありませんか。</p> <p>3番、馬場正治議員。</p> <p>3番、馬場正治です。</p> <p>今、議論している給食費の無料化、3年間延長するという議案に賛成の立場から討論をさせていただきます。</p> <p>賛成の意見、反対の意見、それぞれなるほどと聞いておりましたけれども、町の財政は逼迫しているのかという問題ですね。それと、住民サービスが低下している。給食費に1億1,000万円を使うことにより、住民サービスが充実できない。それももともとだなと。各種イベント、例えば下田まつり、百石まつりの山車組への補助金も一部カット、これは昔の補助金に比べますとアップしているわけですよ。</p> <p>私も駅前の三田町内会の会長を8年間やりまして、下田まつりも8年間やりました。山車作り、これも生き人形まつりをなくしてはいけないということで、一生懸命町内会の人たちと盛り上げてまいりました。それでも、山車組は不満は言っておりません、今。</p> <p>新型コロナが全てです。町のイベントができない、2年間。そ</p>
-----------	-----------------------------------	--



れを元気がないまちと私は考えていません。今、元気を蓄えているんですよ。

それと、お金の使い方、これは現在の環境を良くするだけでは町は将来続かないんですよ。つくったものは壊れていきます。大事なのは、将来どうやって町を持続できるようにするのか、これが一番です。持続するためには、お金を稼がなくてはいけないですね。国からもらうだけでは潰れます。青森県内でも西目屋村、赤字財政で県の管理に置かれています。そういう自治体にならないために、永続的に財源を確保する必要があります。それは、子供を健全に育てて、将来のおいらせ町を支える人間を育てること。子供には親がいます。子育てしやすいまちということで、おいらせ町に住んでくださるということは、その世帯から固定資産税、町民税等が町に支払われます。それが財源となって、様々な事業が可能になるわけです。

国に要求するだけでは、これからはまちづくりは続きません。

お金の使い方を申し上げますと、おいらせ消防署北分遣所、この誘致に2億円かかりました。八戸広域事務組合では、どこかに分遣所をつくりたいけれども、つくれる町村はありませんかと、会議で言われたと。ただし、自己負担で2億円かかりますよと。成田町長は、即座に2億円だったら明日でも払います。ぜひ、おいらせ町に分遣所をお願いしたいということで、北部地区で念願の救急車、消防署、これが常備されたわけです。職員、常時3名体制だったと思いますけれども。

それと、おいらせ病院の医師不足に対して、八戸市民病院から整形外科の医師1名、それとお年寄りが目の治療、目の検査のために町外の眼科へ家族に送迎してもらわないと受診できない現状を、八戸市民病院の眼科医師がおいらせ病院に来るため、町では八戸市にその分の給与を払っています。

これも住民サービス、必要な施策としてお金をかけているわけです。何にお金を使うか。これが町の将来を任せ、責任を持ってまちづくりをするトップの責任だと私は思うので、子育て政策に今重点を置いて、お金を使うことに対しては大賛成です。財政が逼迫しているという考え方は、持つ必要はないと私は考えます。

以上をもって、本案に賛成の討論を終わります。

		<p>もう一つ付け加えますけれども、北部地区の人たちが郵便局を利用する場合、下田郵便局か百石郵便局に来るしかなかった。これが、北部地区に郵便局ができるという情報をいただいております。これも郵政省との粘り強い交渉の結果だと、私は評価しております。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかに討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから、議案第74号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>本案については異議がありますので、議案第74号、おいらせ町学校給食費の免除に関する条例の一部を改正する条例については、投票により行いたいと思います。</p> <p>議案第74号、おいらせ町学校給食費の免除に関する条例の一部を改正する条例については、無記名投票で行います。</p> <p>議場の出入口を閉めます。</p> <p style="text-align: right;">**議場出入口閉鎖**</p> <p>ただいまの出席議員数は14人です。</p> <p>次に、立会人を指名いたします。</p> <p>8番平野敏彦議員、及び9番沼端 務議員を指名いたします。</p> <p>投票用紙を配ります。</p> <p style="text-align: right;">**投票用紙配付**</p> <p>念のため申し上げます。</p> <p>採決は、無記名投票で行います。</p> <p>本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記入願います。</p> <p>なお、賛否を表明しない票「白票」及び賛否が明らかでない票は、会議規則第84条の規定により「否」とみなします。</p> <p>投票用紙の配付漏れはありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**配付漏れなしの確認**</p> <p>配付漏れなしと認めます。</p> <p>投票箱を点検いたします。</p>
	西館議長 (議員席)	
	西館議長	
	西館議長	
	西館議長	
	西館議長	
	西館議長	

	西館議長	<p style="text-align: right;">**投票箱点検**</p> <p>異常なしと認めます。</p> <p>ただいまから、投票を行います。</p> <p>事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。</p>
	西館議長 (議員席)	<p style="text-align: right;">**議員投票**</p> <p>投票漏れはありませんか。</p>
	西館議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>投票漏れなしと認めます。</p> <p>投票を終わります。</p> <p>開票を行います。</p> <p>8番平野敏彦議員、及び9番沼端 務議員、開票の立会いをお願いいたします。</p>
	西館議長	<p style="text-align: right;">**開票**</p> <p>投票の結果を報告します。</p> <p>投票総数14票。</p> <p>有効投票14票。</p> <p>有効投票のうち、賛成6票、反対8票。</p> <p>以上のとおり、反対が多数です。</p> <p>したがって、議案第74号は否決されました。</p> <p>議場の出入口を開きます。</p>
	西館議長	<p style="text-align: right;">**議場出入口開鎖**</p> <p>ここで暫時休憩いたします。1時30分まで休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後 0時15分)</p>
	檜山副議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後 1時29分)</p>
	檜山副議長	<p>議長に代わり、副議長が暫時議事を進行いたします。</p> <p>次に、日程第6、議案第75号、令和3年度おいらせ町一般会計補正予算(第6号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>財政管財課長。</p>
当局の説明	財政管財課長 (岡本啓一君)	<p>それでは、議案第75号についてご説明いたします。</p> <p>議案書は12ページから17ページになります。</p> <p>本案は、既定予算の総額に1億3,996万4,000円を追</p>

		<p>加し、予算の総額を106億6,614万8,000円とするものです。</p> <p>議案書16ページの第2表債務負担行為補正は、令和4年度までの債務負担行為を9件追加設定するものです。</p> <p>17ページの第3表地方債補正は歳入町債の予算補正に伴い、1件を変更するものです。</p> <p>歳入歳出の内容についてご説明いたします。別冊の令和3年度一般会計補正予算（第6号）に関する説明書をご用意ください。まず、歳出の主な内容からご説明いたします。</p> <p>こちらの9ページをご覧ください。</p> <p>9ページの2款1項5目財産管理費の24節公共施設整備基金積立金548万4,000円の増額は、県から追加配分される電源立地地域対策交付金を来年度以降に活用できるよう計上するものです。</p> <p>2款1項7目諸費の24節財政調整基金積立金1,658万8,000円の減額は、当補正予算の編成に係る一般財源調整のため計上するものです。なお、予算ベースでの基金残高は、今年度末で18億5,358万6,000円となる見込みです。</p> <p>10ページをご覧ください。</p> <p>2款2項2目町活性化対策費の18節町地域振興協議会補助金100万円の追加は、新成人のお祝い、新型コロナウイルス感染症の終息祈願、さらには医療従事者への慰労を目的とした、町地域振興協議会が実施する花火大会の経費の一部を助成するため計上するものです。</p> <p>11ページに移ります。</p> <p>2款2項5目定住促進対策費の18節甲洋・下田小学校区子育て世代定住助成金690万円の増額は、申請見込みにより計上するものです。</p> <p>12ページをご覧ください。</p> <p>2款5項6目町議会議員選挙費の各経費、目の合計にしまして641万7,000円の追加は、町議会議員補欠選挙を町長選挙と同日の令和4年2月27日に執行するため計上するものです。</p> <p>13ページに移ります。</p> <p>3款1項2目障害者（児）福祉費の19節障害者給付費等3,179万6,000円、及び障害児給付費等1,878万8,0</p>
--	--	---

		<p>00円の増額は、支出見込額精査により計上するものです。</p> <p>3款1項3目高齢者福祉費の18節介護施設等感染拡大防止対策事業費補助金432万円の追加は、グループホームの簡易陰圧装置設置に対する国庫補助による交付金として計上するものです。</p> <p>14ページをご覧ください。</p> <p>3款2項1目児童福祉総務費の12節子ども・子育て支援システム改修委託料315万7,000円の増額は、児童手当法改正に対応するため計上するものです。</p> <p>3款2項2目児童措置費の19節子どものための教育・保育給付費5,787万円の増額は、支出見込額精査により計上するものです。</p> <p>16ページをご覧ください。</p> <p>4款1項2目予防費の12節新型コロナウイルスワクチン集団接種業務委託料811万2,000円の減額は、事業内容精査により計上するものです。</p> <p>17ページに移ります。</p> <p>4款2項1目清掃総務費の18節浄化槽設置整備費補助金974万1,000円の増額は、申請見込みにより計上するものです。</p> <p>18ページをご覧ください。</p> <p>6款1項3目農業振興費の18節経営継承・発展支援事業費補助金100万円の追加は、農業経営を継承した後継者を支援するため計上するものです。</p> <p>19ページに移ります。</p> <p>7款1項3目観光費の18節町観光団体支援事業費補助金515万7,000円の減額は、町観光物産協会事業の鮭まつり及び地引網体験の中止に伴い計上するものです。</p> <p>21ページをご覧ください。</p> <p>9款1項1目非常備消防費の18節八戸地域広域市町村圏事務組合消防費負担金1,654万9,000円の減額は、負担金額見込みにより計上するものです。</p> <p>22ページをご覧ください。</p> <p>10款2項1目学校管理費の17節庁用器具費299万5,000円の増額、及び10款3項1目学校管理費の17節庁用器具</p>
--	--	--

		<p>費105万3,000円の増額は、主に国庫補助により町内小中学校に空気清浄機など新型コロナ対策備品を購入するため計上するものです。</p> <p>23ページに移ります。</p> <p>10款4項1目社会教育総務費の12節講師派遣委託料200万円の減額は、学びカレッジの一般講座及び特別講座の中止により、委託料予算を全額取り下げるため計上するものです。</p> <p>主な歳出の説明は以上です。</p> <p>これから、歳入の主な内容についてご説明いたします。ページが前の方に戻りまして、3ページをご覧ください。</p> <p>3ページの15款1項1目民生費国庫負担金の障害者自立支援給付費負担金1,874万8,000円の増額、及び障害児入所給付費等負担金939万4,000円の増額は、支出見込額の精査に伴い計上するものです。</p> <p>4ページをご覧ください。</p> <p>同じく15款1項1目の子どものための教育・保育給付交付金2,989万7,000円の増額は、支出見込額の精査に伴い計上するものです。</p> <p>15款1項2目衛生費国庫負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金3,385万9,000円の増額、及び15款2項3目衛生費国庫補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金3,674万5,000円の減額は、新型コロナウイルスワクチン接種事業の対象経費精査に伴い計上するものです。</p> <p>5ページに移ります。</p> <p>16款1項1目民生費県負担金の障害者自立支援給付費負担金794万9,000円の増額、及び子どものための教育・保育給付費等負担金、932万4,000円の増額は、支出見込額精査に伴い計上するものです。</p> <p>6ページをご覧ください。</p> <p>16款2項1目総務費県補助金の電源立地地域対策交付金、548万4,000円の増額は、交付金の追加配分により計上するものです。</p> <p>7ページに移ります。</p> <p>21款5項1目雑入の十和田地区環境整備事務組合解散に伴</p>
--	--	---

	<p>う清算金 3,546 万円の増額は、当該清算金を町に帰属させるため計上するものです。</p> <p>8 ページをご覧ください。</p> <p>同じく 21 款 5 項 1 目のおいらせ町土地開発公社解散に伴う清算金 492 万 2,000 円の追加は、同清算金を町に帰属させるため計上するものです。</p> <p>主な歳入の説明は以上です。</p> <p>ページが後ろの方に飛びます。27 ページから 29 ページをご覧ください。</p> <p>こちら給与費明細書です。給与費明細書は、人件費に係る今回の補正内容を反映したものです。</p> <p>なお、去る 11 月 30 日の臨時議会における改正条例の可決成立に伴う一部変更がございます。27 ページにおける長等、及び議員等の期末手当の年間支給率につきまして、補正後、補正前ともに記載の 3.20 月から、支給月数は 3.15 月へと変更となります。</p> <p>次に、31 ページから 34 ページをご覧ください。</p> <p>こちら、債務負担に関する調書です。議案書の第 2 表債務負担行為補正で設定しました議会広報印刷製本業務委託料（令和 4 年度）から中学校受電設備改修工事費（令和 4 年度）まで、計 9 件の債務負担行為に係る支出予定額、財源内訳を 33 ページから 34 ページに追加したものです。</p> <p>いずれも令和 4 年度当初予算に計上される予定ですが、今年度内に契約を締結するため、今年度予算がゼロの「ゼロ町債」として債務負担行為を設定するものです。</p> <p>次に、35 ページ、36 ページをご覧ください。</p> <p>こちら地方債に関する調書です。歳入の町債に係る今回の補正内容を反映したものです。</p> <p>最後に、37 ページ以降の補正予算主な内容は、予算案審議の参考資料として、主要な個別説明を掲載したものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これより、歳入全般について質疑に入ります。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。</p>	<p>う清算金 3,546 万円の増額は、当該清算金を町に帰属させるため計上するものです。</p> <p>8 ページをご覧ください。</p> <p>同じく 21 款 5 項 1 目のおいらせ町土地開発公社解散に伴う清算金 492 万 2,000 円の追加は、同清算金を町に帰属させるため計上するものです。</p> <p>主な歳入の説明は以上です。</p> <p>ページが後ろの方に飛びます。27 ページから 29 ページをご覧ください。</p> <p>こちら給与費明細書です。給与費明細書は、人件費に係る今回の補正内容を反映したものです。</p> <p>なお、去る 11 月 30 日の臨時議会における改正条例の可決成立に伴う一部変更がございます。27 ページにおける長等、及び議員等の期末手当の年間支給率につきまして、補正後、補正前ともに記載の 3.20 月から、支給月数は 3.15 月へと変更となります。</p> <p>次に、31 ページから 34 ページをご覧ください。</p> <p>こちら、債務負担に関する調書です。議案書の第 2 表債務負担行為補正で設定しました議会広報印刷製本業務委託料（令和 4 年度）から中学校受電設備改修工事費（令和 4 年度）まで、計 9 件の債務負担行為に係る支出予定額、財源内訳を 33 ページから 34 ページに追加したものです。</p> <p>いずれも令和 4 年度当初予算に計上される予定ですが、今年度内に契約を締結するため、今年度予算がゼロの「ゼロ町債」として債務負担行為を設定するものです。</p> <p>次に、35 ページ、36 ページをご覧ください。</p> <p>こちら地方債に関する調書です。歳入の町債に係る今回の補正内容を反映したものです。</p> <p>最後に、37 ページ以降の補正予算主な内容は、予算案審議の参考資料として、主要な個別説明を掲載したものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これより、歳入全般について質疑に入ります。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。</p>
--	--	--

檜山副議長

<p>質疑</p>	<p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>一般会計補正予算(第6号)に関する説明書、3ページから8ページになります。</p> <p>なお、質疑における発言の際は、何ページの何款何々の件についてと議題に沿って発言し、質疑の要旨を明確にしてください。</p> <p>この際、質疑を受けます。質疑ありませんか。</p> <p>13番。</p> <p>西館です。</p> <p>2点お願いします。</p> <p>まず1点、3ページの15款国庫支出金の中の一番下、障害児入所給付負担金ということでこれありますけれども、児童福祉法の趣旨に従って、都道府県等の知事等の指定する障害児入所施設又は障害児の通所支援事業者等にこれが給付されるということなわけですが、今我が町でこの給付を受ける、恐らく全部法人格だと思いますけれども、その受けることができる事業所どれだけあるのか。可能であれば、別に情報公開可能なわけですから、これこれだよという事業所を出して、その数等を教えてもらえればと思います。</p> <p>もう1点は、21款、これは7ページ、地域統合実習生受入れという文言が出てきますけれども、これネットで検索したんですが、この地域云々統合というところにいろんな文字が入って結構分散していて、ちょっと内容をつかみ切れませんでしたので、これが何たるものか教えていただければと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>榎山副議長 介護福祉課長 (田中淳也君)</p>	<p>介護福祉課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>障害児の入所の関係の施設ということで、町内には障害児の主にデイサービスの施設になりますが、3か所ございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>榎山副議長 保健こども課長 (小向正志君)</p>	<p>保健こども課長。</p> <p>それでは、7ページ、地域統合実習生受入れ謝礼についてご説明いたします。</p>



		<p>この謝礼は、今年度弘前大学医学部保健学科所属の4年生2人の公衆衛生看護学実習の受入れに対する謝金となっております。以上です。</p>
質疑	<p>榎山副議長  13番 (西館芳信君)</p>	<p>13番。</p> <p>2つ目の公衆衛生の関係での実習生の受入れなんだということを、こちらは了解いたしました。</p> <p>事業所名と数ということだったんですけども、数のほうだけ3件というわけなんですけれども、これは例えば木ノ下にある施設だとか、そのほか2件、私はもっと数あるなと思っていたんですけども、事業所名は教えていただけないんですか。どどこにあるこれこれですということで、教えていただければと思います。</p>
答弁	<p>榎山副議長  介護福祉課長 (田中淳也君)</p>	<p>介護福祉課長。</p> <p>先ほどは失礼いたしました。</p> <p>今、事業所名分かるのは2か所です。実際木ノ下に2件ありまして、あと緑ヶ丘に1件あります。事業所名につきましては、木ノ下の1か所はキッズハウスピッピーというところと、緑ヶ丘がデイサービスセンターひかりという事業所になります。</p> <p>あと1件については、ちょっとここに資料がないので、答えることができません。申しわけありません。</p>
質疑	<p>榎山副議長  13番 (西館芳信君)</p>	<p>13番。</p> <p>今、課長はさっきのときデイサービスでというお話をしました。私はてっきり単なるデイサービスでなくて、そこに行って働いてある程度の収入のある人たちも、この負担金当然もらっているし、障害児の入所施設ということで私2つしゃべったけれど、その2つ目に該当すると思っていたんですけども、稼働をしている人たちと考えるとどうですか。</p> <p>そして、稼働しているということであれば、その下に私2つ目で、障害児の通所支援事業者というお話をしました。そうすると、</p>

		<p>これについては何か看板等をこう見れば、AとかBとかというような区分けがあって、そのA、Bの区分けはこうで我が町の3つはこうですと、これには該当しませんだとか、該当していたらAとかBですというふうに、その辺のところを教えていただければと思います。</p>
答弁	<p>檜山副議長 介護福祉課長 (田中淳也君)</p>	<p>介護福祉課長。</p> <p>先ほど説明しましたのが、障害児を対象とした施設ということで説明をいたしております。</p> <p>議員が言う、働いている人とかAとかBというのは、就労支援の関係になりまして、一般の障害者になります。で、就労A、Bというのが就労支援のA型とB型とあるんですけども、Aのほうが雇用契約を結んでやるタイプで、Bのほうが契約がない就労ということで、働いて収入を得るという施設になります。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>檜山副議長 8番 (平野敏彦君)</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>8番、平野議員。</p> <p>8番です。</p> <p>4ページの15款1項2目新型コロナウイルス接種対象経費負担金のところで、質問いたします。</p> <p>新聞によりますと、心筋炎、心膜炎、このコロナウイルスによってその症状が出ていると、重大な副反応にこの警戒感を引き上げ、医師からの報告を義務づけているということが載っています。特に若い人にそういう症状が見られるということですけども、これは例えば副反応が出た場合は、医療費そういう負担というのは、国の今の接種と同じような形で、本人負担はゼロで対応できるのか、ここを確認をしておきたいと思います。</p>
答弁	<p>檜山副議長 保健子ども課長 (小向正志君)</p>	<p>保健子ども課長。</p> <p>それでは、心筋炎等の発生についての費用についてお尋ねありましたので、お答えいたします。</p>

<p>質疑</p>	<p>檜山副議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>こちらについては、予防接種法健康被害救済制度ということで、国でそういった医療費の部分等というのが国で負担することになります。</p> <p>以上です。</p> <p>いいですか。</p> <p>8番。</p> <p>了解しました。</p> <p>そうすれば、この心筋とかそういうこの症状の心膜炎というのは、予防接種をした医療機関で発見ができるということで解釈していいんですか。</p> <p>それとも、何か症状が変だからといったときに、専門医とかそういうところで確認をされるということになりますか。</p> <p>その手順を教えてください。</p>
<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>保健子ども課長 (小向正志君)</p>	<p>保健子ども課長。</p> <p>ワクチンの接種を受けた方が体調不良であることを病院に話をさせていただいて、病院から町村県を通じて、病院から町が健康被害を受けた方から、町が申請を受けることになります。</p> <p>それで、町は県を通じて国に対して、この方被害を訴えていますということでお話して、国では、それを関係する認定審査会ということで意見聴取を伺って、それについて意見が出てきたことに対して認定否認して、町がそれに対して、国の補助金を受けて支給をするという段取りとなっております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>檜山副議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>今、課長が言うように国が負担をしてやる、対応するんだというの理解します。</p> <p>ただ、その症状が自分で訴えて、その接種をしたドクターがこれはちょっと疑いがあるなということになったときに、やはり直ちに対応しないと駄目だと思うんですよ。</p>

<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>病院事務長 (田中貴重君)</p>	<p>今課長が言ったのは事務手続ですから、その接種をしたところに行って、どうのこうの異常を自分で感じるというようなときに、例えば心筋とか心膜炎という形でドクターが判断したとき、ではそこのところで直ちに入院とかそういう体制を取るのか。それとも、特定のところへすぐ紹介して行って対応されるのか、このところはまだはっきりしていないんですか。</p> <p>病院事務長。</p> <p>お答えになるかどうか、制度的な名称は私もちょっと把握しておりませんが、今まであった事例から申し上げます。</p> <p>当病院で接種をして具合が悪くなった、場合によっては少し重度ではないけれども、症状が結構重いなどという部分については、当院で体調経過観察等をして、場合によってはほかに搬送するという形になります。</p> <p>ただ、病院からは、そういう事例があった場合は、国か町か私もちょっと把握していないですけれども、医師が記載をして提出することになっております。</p> <p>以上です。</p>
	<p>檜山副議長 (議員席)</p> <p>檜山副議長</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、歳入全般についての質疑を終わります。</p> <p>次に、歳出全般については、議案書と説明書により一括で質疑を行います。</p> <p>議案書、第2表、債務負担行為補正、第3表、地方債補正及び説明書、給与費明細書、債務負担に関する調書、地方債に関する調書も含みます。議案書12ページから17ページ、説明書9ページから36ページになります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>8番。</p>
<p>質疑</p>	<p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>9ページの2款1項5目財産管理のところを確認をしたいと思えます。</p> <p>先ほどの説明ですと、電源立地交付金の追加があって、公共施</p>

	<p>設整備基金積立に予算計上しています。この公共施設整備積立金というのは、計画的に使用するめどが立っていますか。ただただこう積み立てしていくような形なんですけれども、この使用の計画があったら説明をしていただければと思います。</p> <p>それから、10ページのところで、先ほど説明があった町活性化対策費の中で、18節町振興協議会補助金、新成人のとかそれから地域振興協議会に花火の補助をするという、この中身について説明をしていただきたいと思います。</p> <p>それから、11ページのところで、企画費のところの定住促進対策費、甲洋・下田子育て世帯、この件数それぞれ何件になっているのか、説明をしていただければと思います。</p> <p>それと、ちょっと財政担当課長から説明をいただきたいんですけど、31ページの債務負担に関する調書ですけれども、今回は次年度の予算に計上する部分で、議会広報の印刷から給付金が債務負担になって、今年度中に契約して来年度予算計上するんだということでありまして、ちょっと前に遡って31ページのところで、この中身、その仕組みをちょっと今日お聞きしたいんですけど。</p> <p>例えば、23日東北地方の太平洋地震の部分では、当該年度以降の支出予定が令和3年度から令和7年度で3万5,000円という金額になっています。そうすると、年間これは1年に7,000円の支払いになるんですけど、こういうものもこういう形で計上しなければ、これはそのための財源があるから、そういう意味で計上しているのか。あまり金額が少額なものも、こういう形である程度解消するのだったら、早めに期間を短縮しても整理したほうが私はいいのではないかと思うんですけど、この辺のルールがあつてこうだというのであれば、説明をしていただければと思います。</p> <p>あとそれから、補正予算の主な内容のところを確認をしたいと思うんですけど、私はこの電源のやっている公共施設のところぜひ要望をしたいのは、スポーツ施設とかそういうものを公共施設ですから、何とか早めにこの要望があるところを、この基金を使って充当してできないのかなという要望をしておきます。</p> <p>以上です。</p>
--	--

<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>財政管財課長。</p> <p>私からはこのご質問のあったもののうち、9ページの公共施設整備基金積立金の運用の仕方といたしますか、についてお答えいたします。</p> <p>公共施設整備基金積立金につきましては、それこそ学校給食費無料化の関係でもちょっと話題に上がりましたが、平成24年度から年間およそ1億円の一般財源を積み立ててきたものでございます。主な使い道としましては、現在のところ統合庁舎の整備費、合併特例債が使えない部分の経費に充てようというところで、積立てをしてきております。</p> <p>年度末残高にして、今のところ大体7億5,000万円ほどあります。</p> <p>それとは別に、県の核燃交付金を使いまして、公共施設の整備を行う場合、しかもそれが計画が単年度で終わらない場合につきましては、この基金に1回積立てをして、実際に使う年度に取り崩して充当するといったような、2つの使い道をしているところでございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>政策推進課長。</p> <p>それでは、平野議員のご質問にお答えをしたいと思います。</p> <p>先ほど財政管財課長から答弁がありました、公共施設整備基金積立金548万4,000円につきましては、今回の補正予算の歳入の6ページ、16款2項1目の電源立地地域対策交付金548万4,000円、こちらの追加交付があった分を、公共施設整備基金に積立てをするものでございます。</p> <p>これにつきましては、後年度公共施設の改修等に充当するようなタイミングになりましたら、この分を取崩しをしてその事業に充てるという形で、補正については積立金を計上したものでございます。</p> <p>それから、10ページの2款2項2目18節の町地域振興協議会補助金についてご説明申し上げます。</p> <p>こちらにつきましては、町の外郭団体であります地域振興協議</p>

		<p>会という団体がございまして、主な事業といたしましては10月の上旬にイオンモール下田の北側の駐車場を会場に、山車まつりをやっているのをご承知かと思えますけれども、こちらの事業を主にやっている団体でございます。地域振興、あるいは地域の活性化を目的にしている団体でございます。</p> <p>こちらにつきましては、これまではそうなのですが、下田タウン株式会社はその助成金を交付いたしまして、その財源を元に地域振興をしている団体でございます。</p> <p>今回、町から100万円の補正をしたというところにつきましては、コロナ禍において昨年度もそれから今年度も、その地域振興協議会では主な事業であるその秋祭り等の事業を実施できてこなかったということ。あるいは、今年度成人式を実施するわけでございますが、その成人式そのものも大変簡素な形で行われるということで、新成人の皆さんも寂しい思いをするのではないかとか、あるいは新年に行うことでその新しい年の幕開けということで、そのコロナ感染の終息を祈願する、あるいは医療従事者へ感謝の気持ちを表すなどの様々な目的を持って、来年の1月8日土曜日午後6時からイオンモール下田の北側駐車場を会場に、地域振興協議会が主催となりまして、花火の打ち上げを行いたいというところでございます。</p> <p>地域振興協議会につきましては、臨時総会を行って、全会一致でその事業そのものは了承をいただいております。それに対して町としても、先ほど申したような理由で100万円助成をして、一緒に花火を打ち上げるということで考えております。</p> <p>それから、次に11ページの2款2項5目18節の甲洋・下田小学校区子育て世代定住助成金690万円の補正でございます。こちらにつきましては件数ということのご質問でございましたが、11月末現在でございますけれども、甲洋小学校区で新築が1件ございまして、基本助成金と子供がお2人ということで120万円と、それから下田小学校区では5件の申請がございまして、基本助成金が500万円と子供加算金が70万円の570万円ということで、11月末現在で6件交付決定ございまして、690万円支出しているところでございます。</p> <p>以上です。</p>
--	--	--

<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>商工観光課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>商工観光課長。</p> <p>それでは、私は31ページの平成23年の地震に伴う中小企業の復旧利子補給のところ、一括で額も少ないというお話でしたが、その部分はこれはあくまでも企業が借りている利子を町と県とで、県が8割、町が2割で利子補給をしておりますので、その返済計画に基づいておりますので、そちらの会社が返しているものの利子でございますので、町で繰り上げて償還とかということとはできないということで、ご了承いただければと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>財政管財課長。</p> <p>私からは、債務負担行為のこの制度的なものについてご説明したいと思います。</p> <p>債務負担行為というものは、地方自治体、予算が単年度主義なものですから、普通はこの予算の範囲内で契約をしたり、要するに支出の約束をする行為をこの債務を負担するということだと思っておりますけれども、この予算の範囲内で行っているわけなんですけれども、その契約の内容によって、今年度より後の支出を約束するに当たっては、普通は予算の裏づけでもっていろいろ契約するわけなんですけれども、予算が単年度でありますので、予算の単年度主義の例外として、この債務負担行為という設定をして、その範囲の中で設定したこの期間の中において幾ら幾ら負担しますよという設定を、債務負担行為といいます。</p> <p>この債務負担行為の設定について、この金額の大小というものは残念ながらございませんので、金額が例えば極端な話1,000円であろうが、この当年度予算の範囲に収まらない、来年以降の支出を約束するに当たっては、債務負担行為の設定が必要になるといった制度でございます。</p> <p>以上です。</p>
	<p>檜山副議長</p>	<p>8番。</p>



<p>質疑</p>	<p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>今いろいろ説明いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>9ページのところで、運用とかそういうものは分かったんですけども、今年度を予定しているという答弁があったんですけども、今年度何をどれに充当していくのか、このところをもう一回説明いただきたいと思います。</p> <p>それと、10ページのところですけれども、地域振興協議会、これはイオンのところで花火やるんだよと。例えば1月のたしか8日ですか、今のコロナウイルス関連の拡大が進んだ場合、それでも実施するということですか。第6波が来て、年末いろんな規制が出てきたら、それでもやるということなのか。ここを確認したいと思います。</p> <p>11ページのところについては、甲洋小が1件、下田小のほうで5件ということで、私はもっと甲洋小学区の件数が11月末だとあったのではないかと、たしか一川目、二川目を見れば新築が結構建っているの、この辺PRがちゃんと行き届いているかというのをちょっと確認したかったんですけども、甲洋小学校1件というの、ちょっと私、あれっと思ったんですけども、いま一度どういう形で確認をしているか、説明をいただければと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>檜山副議長  政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>政策推進課長。</p> <p>それでは、お答えをしたいと思います。</p> <p>先ほど、公共施設整備基金積立金のところの私の答弁の中で、今年度ということで答弁したということのご指摘でございました。ちょっと滑舌が悪かったのか、申し訳ありません。後年度です。後の年度でやる事業に対して充当するために、積んでおくということでございました。大変申し訳ありませんでした。</p> <p>それから、10ページの地域振興協議会の補助金の花火の打ち上げについては、第6波が危惧されている中でも実施するのとかいうご指摘でございますけれども、基本的には第6波の拡大等があった場合には、そのときの状況を判断して中止とすることはもうやむを得ないのかなということは覚悟しているところでございます。</p>

		<p>いずれにいたしましても、国、県、町のそのイベントの開催の条件等を見て、最悪は中止ということも判断せざるを得ないのかなということで考えております。</p> <p>それから、11ページの甲洋・下田小学校区の助成金の何か甲洋学区もったったのではないかとということで、PR不足ではないかというようなご指摘でございますけれども、この補助金の対象者となり得る方というのが、その学区以外のところに3年以上住所がなければならぬとかですね、あるいは年齢要件等もございますので、もしかしたら新築の住宅が2軒以上建っていたかもしれませんけれども、要件としてこちらで設定している条件に合わなかった方なのではないかなというところで考えております。</p> <p>PR不足ではというところにつきましても、少なくともハウスメーカー等、そういうところにはチラシ等を配ってお知らせをしたり、あるいは直接町長が出向いてPRもしたりということによっておりますので、もしかしたら分からなかったということもあるのかもしれませんけれども、現状その条件に合致しない人ではないのかなと考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>13番。</p> <p>2点お願いします。</p> <p>まず、1点目はですね、12ページ、2款の総務費の中で、町会議員選挙費ということで、一定の額が計上されております。私これを見て、ほうと思ったんです。</p> <p>なぜかという、議員を経験してそれなりの年数たちますけれども、町会議員の補選というのは初めてです。初めてというのは、何人かの先輩議員が急逝されてもありませんでした。というのは、その次に来る大きな選挙がなかったのかもしれません。県会議員選挙とか、こういう町会議員選挙がなかなか遠くてなかったというのも考えられるんですけども、あと1年5か月というところで、わざわざ補選するということにつきましては、選挙管理委員会が議会をそれだけ思ってくれるんだなという思いもありま</p>
<p>質疑</p>	<p>樽山副議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	

<p>答弁</p>	<p>榎山副議長  総務課長 (西館道幸君)</p>	<p>すけれども、かつて自分が9か月でもって辞職しなければならなくて、あと3年3か月はいたと。その間、旧百石町では全くこれやりませんでした。やるふうなこともなかったということを今つらつら考えてみますと、やっぱりそこには何でしないだろうと私言ったら、いやいや、西館君って先輩議員がね、これについてはそのときの首長の意向が反映するんだよと、本当だかどうかはそれは分かりません。そういうことを言われました。そういうこともあるけれども、とにかく選挙管理委員会が決断したということについては、やってもいいし、やらなくてもいいと、選挙管理委員会がそれなりの必要性を感じたらできるんだという、たしか公職選挙法の規定だったと思います。</p> <p>ですから、難しいことは何もないです。私が聞きたいのは、その必要性、これだけでもかく議員として、議会として確認しておきたいなど、これやるやらないということは、別にいいとか悪いとかそういうことはありません。ただ、今これをやらなければならないと決断した理由は、総務課長でもいいですし、委員長でもいいですし、お答えいただければと思います。</p> <p>再質問もいたしません。</p> <p>総務課長。</p> <p>それでは、西館議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>今回の議員の補欠選挙の件でございますけれども、公職選挙法にのっとりた形で今回行うことにいたしました。</p> <p>その一つとしましては、通常でありますと議員定数の6分の1を超えるに至ったときということで、当町の場合ですと3人以上欠けた場合に、補選というのはやらなければならないということになりますが、それ以外の規定として、選挙を同時に補欠選挙を行うという規定がありまして、それは議会の議員の場合には、当該選挙区において同一の地方公共団体の他の選挙が行うときには、補欠選挙を行うという項目があります。一応これに今回は、2月に町長選が行われるということで該当するというので、補欠選挙で行うことに決定したものであります。</p> <p>以上です。</p>
-----------	--	--

質疑	<p>檜山副議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>13番。</p> <p>再質問はしないということでしたんだけど、本当はしたいんだけど、もっと詰めたのはあったんだけど、しないとしたので、2つ目のほうに移ります。</p> <p>2つ目は、21ページの10款教育費の中で7万円が外国語指導助手の渡航費用ということで負担金、これ計上されております。</p> <p>今、ALTに関しましては、恐らく1年、2年、それぐらいの周期でもって行ったり来たりしていると私の中にあるんですが、コロナ禍ということで2年から3年たっているということで、この渡航に関して、行ったり来たりするような、ある程度自由な環境が今あるんですか。それとも、なかなか厳しくてタイミングを計らなければならないような、そういうことになっているのかというところが1つ。</p> <p>それから、これについてJETプログラム、多分やっていると思うんですけども、そういうことでそれを利用して、そういうことをやっているんだなということが1つ。</p> <p>それから、もう一つは外国人です。日本人を使うのとはちょっと違うと思います。先日、ネットを見ておりましたら、何と厚生労働省から、雇用契約を結べば、受け持ちの英語の先生とそのALTが二人で英語の会話をやり取りする実演をすることは可能かどうかなんて、こういうのが各県の教育委員会に回答を求めるといって出ていたんですよ。それを見まして、いや、雇用契約、無形の形のない雇用契約、それを結んでこれこれの効果を求めるような、そういうものを結んでまで、現場で2人で実演するのに、そういう契約まで結ばなければならない。これはやっぱり日本人を使うのと全然違うんだなという思いを強くいたしました、教育長なんですけれども、もし今まで外国人でこういうことで非常にほとんど困ったんだよとか、そういうのがもしあったら、披露していただければと思います。</p> <p>以上、お願いします。</p>
	<p>檜山副議長</p>	<p>今の質問なんですけれども、本来は1回目のときにやるべきことだったろうと思うんですよ。だけれども、答弁できるんです</p>

		<p>たら、まず。</p>
	<p>1 3 番 (西館芳信君)</p>	<p>いやいや、私再質問しませんというのは、一番最初の1点目のことに関して再質問しませんと言ったんですよ。これ今2回目として、普通にやっているんです。</p>
	<p>檜山副議長</p>	<p>1 回目のときに何項目、先ほど平野議員が。</p>
	<p>1 3 番 (西館芳信君)</p>	<p>2 項目と言いました。2 点お願いしますと言いました、私は、はっきり。おかしいなと思ったら、ちゃんと議事録なり確かめてください。</p>
	<p>檜山副議長</p>	<p>1 点で終わってれば、しません。2 点お願いしますということで、冒頭で申し上げました。</p>
答弁	<p>教育委員会教育長 (松林義一君)</p>	<p>そういうふうに話をしてあったということですね。 答弁できるのでしたら、教育長。</p> <p>あとで課長からも補足をさせますが、まず一番最後の質問ですが、ほとんど困った事例はないかということがあったんですが、私が危惧している期間中のALTの方々は、非常に協力的でして、日本の社会になじもうという非常にこう努力をするALTばかりでした。ですから、非常に困るという状況は全くないです。 あと、雇用関係については、課長から話をします。</p>
	<p>檜山副議長</p>	<p>学務課長。</p>
答弁	<p>学務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>ご質問のこの渡航費用の補正に関わることになりましたけれども、今回これまでALTに関しては3人体制で実施してきておりましたが、1名雇用期間を満了ということで帰国した後、コロナ禍によって外国人の入国がなかなか難しく、欠員でずっと来ておりました。</p> <p>今回、11月にやっとJETプログラムの派遣のALTが入国できるということで、今回欠員を補充する1名が着任したものに対して、渡航費用の部分で予算を組んでいたんですけれども、若干国内に入ってから、2週間の待期期間等の費用が追加されてい</p>

		<p>るもので、不足の部分の金額を補正した形になっておりました。</p> <p>また、西館議員おっしゃるとおり、一部の支部ではJETプログラムを介さないで、地域にいる外国人等を雇用しているというお話も聞いておりますが、当町におきましてはJETプログラムを活用することによって、交付税算入にその費用の一部が充当されるというものもあって、JETプログラムの派遣を活用している形になっております。</p> <p>以上です。</p>
	<p>檜山副議長 (議員席)</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>檜山副議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、歳出全般についての質疑を終わります。</p> <p>以上で、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>檜山副議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第75号について採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>檜山副議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>ここで暫時休憩します。14時40分まで休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後 2時24分)</p>
	<p>西館議長</p>	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後 2時40分)</p>
	<p>西館議長</p>	<p>再び、議長が議事を進行します。</p> <p>日程第7、議案第76号、令和3年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>町民課長。</p>
<p>当局の説明</p>	<p>町民課長</p>	<p>次に、議案第76号、令和3年度おいらせ町国民健康保険特別</p>

	<p>(澤頭則光君)</p>	<p>会計補正予算についてご説明申し上げます。</p> <p>資料は、別冊特別会計補正予算に関する説明書1ページから8ページになります。</p> <p>本案は、既定予算の総額に、歳入歳出それぞれ732万5,000円を追加し、予算の総額を25億1,933万2,000円とするものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、歳出では、執行見込額の精査により一般被保険者にかかる療養費を増額し、歳入では、収入見込額により県支出金を増額するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	西館議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより歳入歳出全般の質疑に入ります。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>特別会計補正予算に関する説明書、3ページから8ページになります。給与費明細書も含みます。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
	(議員席)	**なしの声**
	西館議長	<p>なしと認め、歳入歳出全般の質疑を終わります。</p> <p>以上で、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。</p>
	(議員席)	**なしの声**
	西館議長	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第76号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席)	**なしの声**
	西館議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	西館議長	<p>次に、日程第8、議案第77号、令和3年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p>

<p>当局の説明</p>	<p>地域整備課長 (菜嶋泰幸君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>それでは、議案第77号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の21ページから24ページ、別冊の補正予算に関する説明書の9ページから15ページをご覧ください。</p> <p>本案は、既定の予算の総額から372万5,000円を増額し、予算の総額を10億5,442万円とするものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、歳出では執行見込額の精査による一括報奨金及び、修繕費並びに公共汚水樹設置工事費を増額し、歳入では、一般会計繰入金を増額するものであります。</p> <p>このほか、第2表地方債補正につきましては、事業費の変更に より、1件の限度額を変更するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより歳入歳出全般の質疑に入ります。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>議案書第2表、地方債補正も含めます。議案書21ページから24ページ。特別会計補正予算に関する説明書、11ページから15ページになります。地方債に関する調書も含みます。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>13番、西館芳信議員。</p> <p>1点だけお願いします。</p> <p>この公共下水道に関しましては、我が町ではまず公共下水道があるよと。そして、その公共下水道の終末処理の部分が、馬淵川流域下水道なんだと。そのために馬淵川が必要で、それでどこでしたっけ、八戸、五戸、六戸、うち、一市三町で、この馬淵川流域下水道終末処理の部分を担っているんだと解釈したんだけど、まず一つそれで良かったかどうか。そこを私の認識で すね、ちょこっといいよとか悪いとかと教えていただければ。</p> <p>そして、もう一つは、これこんなに72億円まだあるんだと。そうすると、これは何年の起債ですか、一番最初は。で、毎年2億円ぐらいずつ返して行って、まだ35年もこれで続くという解釈でよろしいですか。もう、とっくにいろんなものを更新したり</p>



答弁	<p>西館議長</p> <p>地域整備課長 (栗嶋泰幸君)</p>	<p>なんかしなくてはならなくなったら、これがもっとまだまだ上積みされたりして期間が延びる一方だなというふうに、私自身危惧するものがあるんですけども、その点はいかがでしょうか。</p> <p>地域整備課長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>まず、1点目の馬淵川流域下水道の維持管理に関する負担金につきまして、放流先は議員ご指摘のとおり馬淵川になります。組織としますと、当町と八戸市、六戸町、五戸町により、下水量割合により負担金を支払っております。</p> <p>あと、2点目の残額につきましては、これから例えば下水を、新たな下水事業を進めるとかそういったものがない限り、徐々に減っていくことになろうかと思いますが、完全にゼロということにはなりませんので、引き続き負担割合に応じた金額を支払っていくということになります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>13番。</p> <p>すると、これは2億円、2億円とこういくんだけど、72億円というのは、これは我が町1町だけで72億円ですか、確認ですけれどもね。</p> <p>そうすると、一市三町分の負担分というのは、大体パーセンテージにすればどれぐらいずつになっているわけですか。そこをお願いします。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>地域整備課長 (栗嶋泰幸君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>まず、事業費70幾らということありますが、それは恐らく全体なのかなと思います。実際的に、当町が負担金として支払っているのは、前年度ですと1億2,483万901円、今年度の見込みもおおむね同じ額で1億2,430万3,000円という見込額になっております。</p>

<p>当局の説明</p>	<p>西館議長 (議員席)</p>	<p>ただ、その下水量割合に応じて、各市町割合が異なりますが、八戸市が一番多くて、当町は2番目に多いという状況になっております。ただ、細かい数値的な割合については現在ちょっと資料のほうを準備しておりませんので、お答えできませんので、すいません。よろしくをお願いします。</p>
	<p>西館議長 (議員席)</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西館議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、歳入歳出全般の質疑を終わります。</p> <p>以上で本案についての質疑を終わります。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西館議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第77号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西館議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>地域整備課長 (栗嶋泰幸君)</p>	<p>西館議長</p> <p>日程第9、議案第78号、令和3年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>地域整備課長。</p> <p>それでは、議案第78号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の25ページから28ページ、別冊の補正予算に関する説明書の17ページから23ページをご覧ください。</p> <p>本案は、既定予算の総額から、69万1,000円を減額し、予算の総額を1億4,142万5,000円とするものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、歳出では、地方公営企業法適用移行支援業務費の執行見込額の精査により減額し、歳入では、国庫補助金の名称変更に伴い補助金の組替えと、事業債及び一般会計繰入金を減額するものであります。</p> <p>このほか、第2表地方債補正につきましては、事業費の変更に</p>

当局の説明	西館議長	より、1件の限度額を変更するものであります。 以上で説明を終わります。
	(議員席)	説明が終わりました。 これより歳入歳出全般の質疑に入ります。 質疑は事項別明細書により行います。 議案書、第2表地方債補正も含みます。議案書25ページから28ページ、特別会計補正予算に関する説明書19ページから23ページになります。地方債に関する調書も含みます。 質疑ありませんか。
	西館議長	なしと認め、歳入歳出全般の質疑を終わります。 以上で本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。
	(議員席)	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第78号について採決をいたします。 本案は、議案のとおり決することにご異議ありませんか。
	西館議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	西館議長	日程第10、議案第79号、令和3年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 介護福祉課長。
	介護福祉課長 (田中淳也君)	議案第79号について、ご説明申し上げます。 議案書の29ページから31ページ、特別会計補正予算に関する説明書25ページから34ページになります。 本案は、既定予算の総額に、412万2,000円を追加し、予算の総額を24億4,717万2,000円とするものです。 その主な内容であります。歳出では、保険給付費のうち、不足が見込まれる居宅介護サービス計画等給付費を増額、歳入歳出
		***なしの声***
		***なしの声***
		***なしの声***

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>財源調整により介護保険給付費準備基金積立金を減額し、歳入では、国庫支出金及び支払基金交付金を増額するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これより歳入歳出全般の質疑に入ります。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>特別会計補正予算に関する説明書27ページから34ページ。給与費明細書も含まれます。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>13番、西館芳信議員。</p> <p>西館です。</p> <p>1点だけお願いします。</p> <p>27ページの3款、一番下にここですけれども、介護保険被保険者努力支援交付金ということで6万5,000円入っております。これを見ましたら、その目的、目標を掲げて、その達成状況に関して評価されてという、報奨金みたいな性格だと思ったんですが、それでよろしいですか。</p> <p>そして、なおかつそうであるとしたら、私どもの町、しかるべきところにどういう評価を受けて、この6万5,000円というのは、例えば1,000万円もらえるところもあるんだけれども、うちは6万5,000円もらったのか、10万円でよしとするところを6万5,000円もらったのか。</p> <p>そういうところを、ちょこっと教えてもらえればと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>介護福祉課長 (田中淳也君)</p>	<p>介護福祉課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>6万5,000円というのは補正額になります。</p> <p>主に2つ補正がありまして、保険者機能推進交付金と保険者努力支援交付金がありまして、これいわゆるインセンティブ交付金といいまして、市町村の頑張りに応じて交付されるものになります。</p> <p>努力支援交付金の6万5,000円の補正につきましては、当</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>初予算において400万円、補正が6万5,000円で、トータルが406万5,000円ということになりまして、主に健康づくり介護予防等の努力の点数化したものについて、全国統一の評価によりまして、算定された額を交付ということになります。</p> <p>以上です。</p> <p>13番。</p> <p>この制度の目的がPDCAサイクルと計画、実行、評価、改善ということで、それに組み込んだということでのインセンティブ報奨金なんだけれども、400万円だよということ、この6万5,000円というのはそうではなくて、単なる補正だと今答弁がありました。</p> <p>では、この400万円ということに対する評価はどうなんですか。いや、それこそ上中下だったら上だったですよ、中と上の中間でしたよというぐらいの回答でもいいですから、教えてもらえればと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>介護福祉課長 (田中淳也君)</p> <p>西館議長 (議員席)</p> <p>西館議長</p> <p>(議員席)</p> <p>西館議長 (議員席)</p>	<p>介護福祉課長。</p> <p>今、他の市町村の数値ありませんのでちょっと説明できませんが、私としては頑張っていると思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、歳入歳出全般の質疑を終わります。</p> <p>以上で本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから、議案第79号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>

当局の説明	西館議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	西館議長	<p>次に、日程第11、議案第80号、令和3年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>病院事務長。</p>
	病院事務長 (田中貴重君)	<p>それでは、議案第80号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の32ページから33ページとなります。</p> <p>本案は、収益的収入及び支出の既決予定額に、385万5,000円を追加し、予定額を10億966万8,000円とするほか、資本的収入の既決予定額に11万8,000円を追加し、予定額を6,923万4,000円とする一方、資本的支出の既決予定額に、23万6,000円を追加し、予定額を8,425万4,000円とするものであります。</p> <p>別冊の補正予算に関する説明書をご用意ください。35ページから38ページとなります。</p> <p>内容について説明を申し上げます。</p> <p>36ページの収益的支出では1款1項1目では、防疫等作業手当等の給与費203万1,000円と、3目では消耗品等などの経費182万4,000円を増額するものであります。</p> <p>35ページの1款1項1目医業収益では入院患者数の減少による入院収益の611万円を減額し、2款2項2目医業外収益では、地方創生臨時交付金の交付により、他会計補助金76万円を増額、7目補助金では、新型コロナウイルスワクチン接種促進事業費補助金920万5,000円を増額するものであります。</p> <p>38ページの資本的支出では、備品購入費として清拭車、備品ですね、の購入に23万6,000円を追加し、資本的収入では、一般会計の出資金11万8,000円を追加するものであります。</p> <p>なお、資本的収入の不足額につきましては、当年度分損益勘定留保資金を充当するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>本案については、議案書と説明書により一括で質疑を行います。議案書32ページから33ページになります。説明書は35ページから40ページ、給与費明細書も含まれます。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>8番、平野敏彦議員。</p> <p>今、事務長の説明がありました。</p> <p>歳入を見ますと、入院収益が600万円ほど落ちておりますけれども、新型コロナウイルスの補助金が920万円補正になっていきます。これらからいって、今年度の収支見通しはどうか、これ1点お聞かせをいただきたいと思います。</p> <p>それから、私、昨日一般質問でちょっと病院の確認を取りたいなど思ったのが1点あります。</p> <p>それは、5席、3番、馬場議員の病院の移転新設のところで、下田町の基金5億円を充当して、病院の改修工事を実施したという文言がありました。私の記憶ですと、病院の改修にはこれは病院の積立てを充当してやったと記憶しております。</p> <p>というのは、百石病院の時代、平成元年から病院再建計画が始まりまして、14億円の不良債務があって、7年間で国から2分の1の助成を頂いて、7億円を病院が自主的に回収する計画を立て、その7年間で不良債務を回収したわけですが、その後病院経営は非常に順調に推移をしております、全国自治体病院のたしか優良病院として、おいらせ病院は表彰を受けたと記憶しています。その回収に当たった原資が、病院の経営状況のよくなった部分の積み立てしたもので充てたという記憶がありますので、このところをもし私が言っているのが間違っているのであれば、訂正をしながら正確な形での病院の説明をいただきたいと思います。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>病院事務長 (田中貴重君)</p>	<p>病院事務長。</p> <p>それでは、まず1点目、病院の今年度の収支の見通しということでご回答させていただきます。</p>

	<p>西館議長  (議員席)</p>	<p>入院費、今回600万円ほど減額しております。これは当初の計画から、約200人ほど入院患者が減るという見込みで減額しております。ただし、昨年度、一昨年度に比べて外来患者数、入院患者数も増えて、ここ数年に比べては良い形で来ているなど思っております。</p> <p>また、新型コロナ、インフルの関係で、県、国からの補助金、また町からの促進費ということもありまして、歳入は例年に比べて、今のところよろしいのではないかなと考えております。</p> <p>よって、今後12月、1月、2月、3月とこの4か月間を乗り越えれば、例年よりも良い数字でいけるのではないかなと期待もしておりますし、そういう決意で頑張っていこうと考えております。</p> <p>それと、2点目であります。</p> <p>先ほど平野議員から平成元年の再建計画の話がありましたけれども、そこまではまだちょっと私存じておりませんで、ここ数年のやつ、過去のデータから調べておりまして、14億円の欠損はちょっと私分からないですけども、平成5年、6年からの状況であれば私も手元に資料がありまして、そこからでよろしいでしょうか。</p> <p>そのあたりからですと、確かに病院5億円ほどの欠損がありまして、その後数千万円ずつの経常収支がプラスになって、最終、平成16年、平成17年には欠損は回収しております。その当時の現金残高が約8億円ありまして、8億円から建設費、設計費、そういうものを約2億6,000万円を支出して、病院の自己資金として病院改築したと私は認識しております。</p> <p>よって、決算書を見ても分かるんですが、8億円あったその翌年の残高が約5億3,000万円ほどに減っているんで、建設費を引いた金額と大体合うということで、私の中では病院の改築工事については、病院の会計内で処理しているということで認識しております。</p> <p>以上です。</p> <p>8番、いいですか。 ほかにございませんか。</p>
--	----------------------------	--

\*\*\*なしの声\*\*\*



提案理由の説明	西館議長  (議員席)	なしと認め、以上で本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 <b>**なしの声**</b>
	西館議長  (議員席)	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第80号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 <b>**なしの声**</b>
	西館議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	西館議長  (議員席)	次に、日程第12、委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。 議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業民生常任委員長及び議会広報編集調査特別委員長から所管事務の調査について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がありました。 お諮りします。 各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。 <b>**なしの声**</b>
	西館議長	異議なしと認めます。 したがいまして、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。
	西館議長	次に、日程第13、議案の上程について、本日12月7日に提出された議案第81号を上程いたします。 町長から、提案理由の説明を求めます。 演壇にてお願いします、町長。
	町長 (成田 隆君)	議員各位には、本定例会最終日に追加提案させていただくことに当たり、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。 それでは、本定例会に追加提案いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。 議案第81号、令和3年度おいらせ町一般会計補正予算(第7

<p>当局の説明</p>	<p>西館議長</p>	<p>号) についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、既定予算の総額に 2 億 4, 6 4 9 万 2, 0 0 0 円を追加し、予算の総額を 1 0 9 億 1, 2 6 4 万円とするものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、歳出では、国の子育て世帯等臨時特別支援事業として実施する、子育て世帯への先行給付金、及びその支給に要する事務経費を新たに追加するものであります。</p> <p>一方、歳入では、財源として国庫支出金を増額するものであります。</p> <p>以上、追加提案いたしました議案につきまして、提案理由を申し上げますが、詳細につきましては、審議の過程におきまして、本職をはじめ、担当課長に説明させていただきますので、何とぞ慎重にご審議の上、議決いただきますよう、お願い申し上げます。</p> <p>以上で、町長の提案理由の説明が終わりました。</p> <p>次に、日程第 1 4、議案第 8 1 号、令和 3 年度おいらせ町一般会計補正予算（第 7 号）についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>財政管財課長。</p>
	<p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>それでは、議案第 8 1 号についてご説明いたします。</p> <p>追加議案書の 1 ページから 3 ページになります。</p> <p>本案は、既定予算の総額に、2 億 4, 6 4 9 万 2, 0 0 0 円を追加し、予算の総額を 1 0 9 億 1, 2 6 4 万円とするものです。</p> <p>歳入歳出の内容についてご説明いたします。</p> <p>別冊の令和 3 年度、一般会計補正予算（第 7 号）に関する説明書をご用意ください。</p> <p>まず、歳出の主な内容をご説明いたします。</p> <p>こちらの 4 ページをご覧ください。</p> <p>4 ページの 3 款 2 項 1 目、児童福祉総務費の 1 9 節子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）、2 億 4, 2 8 5 万円の追加は、国による子育て世帯の生活支援として、対象児童 1 人につき 5 万円の一時金を、年内に給付するため計上するものです。</p> <p>そのほか、各節にわたり計上しております予算の増額は、当該給付事務に係る必要経費として計上するものです。</p>

		<p>歳入の主な内容をご説明いたします。</p> <p>ページが前の3ページをご覧ください。</p> <p>15款2項2目、民生費国庫補助金の子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金、2億4,649万2,000円は、先行給付金の給付に係る国庫補助金として計上するものです。</p> <p>5ページをご覧ください。</p> <p>給与費明細書は、人件費に係る今回の補正内容を反映させたものです。</p> <p>次に、7ページの補正予算主な内容は、参考としまして、主要な経費の個別説明を掲載したものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	西館議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより歳入歳出全般の質疑に入ります。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>一般会計補正予算に関する説明書3ページから5ページになります。給与費明細書も含みます。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>8番、平野敏彦議員。</p>
質疑	8番 (平野敏彦君)	<p>この説明ですと、子育て世帯先行給付金というのがあって、対象児童1人につき5万円、対象児童というのは小学生かと思うんですけども、これで範囲は間違いありませんか。</p>
	西館議長	保健こども課長。
答弁	保健こども課長 (小向正志君)	<p>それでは、お答えいたします。</p> <p>対象児童といたしましては、令和3年9月分の児童手当本則給付の支給対象となる児童、9月30日時点で高校生、平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの児童、あと令和4年3月31日までに生まれた児童手当の支給対象児童、いわゆる新生児ですね、そちらが対象となります。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長	8番。

<p>質疑</p>	<p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>そうすると、さっき高校生というのが出たんですけれども、令和3年9月分、この支給の範囲というのは、この説明のところと食い違いがありませんか。本来、児童生徒だば中学校、小学校、高校生もそういう形で表現されるのではないかと思うんですけれども、これでいいのであれば根拠をちゃんと説明していただきます。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>保健こども課長 (小向正志君)</p> <p>西館議長 (議員席)</p> <p>西館議長</p> <p>(議員席)</p> <p>西館議長 (議員席)</p> <p>西館議長</p> <p>西館議長</p>	<p>保健こども課長。</p> <p>お答えいたします。 あくまでも、児童というのは18歳まででこちらでは捉えておりますので、18歳までの児童に対して支給するものということで捉えていただければと思います。</p> <p>ほかにございませんか。 **なしの声**</p> <p>なしと認め、歳入歳出全般の質疑を終わります。 以上で本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 **なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。 これから、議案第81号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>以上で、本定例会の会議に付された事件は、全て議了いたしました。 ここで、町長から発言したい旨の申出がありましたので、これを許します。演壇にてお願いします。 町長。</p>

	<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>令和3年第4回おいらせ町議会定例会閉会に当たりまして、議員各位には師走の大変ご多用のところをご参集いただき、また、一部を除き提案いたしました議案について議決賜り、御礼申し上げます。ありがとうございます。</p> <p>議案審議の過程でいただきました、ご意見、ご提言を十分に踏まえ、町政運営に全力で努めてまいりたいと思います。</p> <p>さて、今定例会が終わりますと、令和3年もういよいよ年の瀬を迎えます。本年最後の議会を終えるに当たり、議員各位には、改めて、この1年間、町政運営に対しましてご理解とご協力を賜りましたこと、心から感謝申し上げます。ありがとうございます。</p> <p>新型コロナウイルスへの対応に追われた1年だったと感じておりますが、第6波も懸念されていることから、引き続き気を緩めず、町民の安全安心の確保に努めていきたいと考えています。</p> <p>結びに、来る令和4年が、町民の皆様と議員各位にとりまして、町のキャッチフレーズにふさわしく「子どものびのび 大人いきいき」と笑顔が絶えない明るい1年となることを、心からご祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>これで会議を閉じます。</p> <p>これをもちまして、令和3年第4回おいらせ町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。</p>
	<p>事務局長 (赤坂千敏君)</p>	<p>(閉会時刻 午後 3時16分)</p> <p>礼。</p>

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 4 年 1 月 27 日

議 長 西 舘 秀 雄

副 議 長 檜 山 忠

署名議員 澤 上 訓

署名議員 木 村 忠 一